

令和 6 年第 6 回上里町議会定例会会議録第 2 号

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（１３人）

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
5 番	高 橋 勝 利 君	6 番	飯 塚 賢 治 君
7 番	猪 岡 壽 君	8 番	齊 藤 崇 君
9 番	植 原 育 雄 君	10 番	高 橋 正 行 君
12 番	沓 澤 幸 子 君	13 番	高 橋 仁 君
14 番	黛 浩 之 君		

欠席議員（１人）

11 番	新 井 實 君
------	---------

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長	山 下 容 二 君
総合政策課長	吉 村 貴 文 君	くらし安全課長	関 口 博 之 君
町民福祉課長	及 川 慶 一 君	子育て共生課	間々田 亮 君
健康保険課長	亀 田 真 司 君	高齢者いきいき課長	山 田 隆 君
道路整備課長	根 岸 利 夫 君	まちづくり推進課長	山 中 一 朗 君
産業振興課長	岩 崎 賢 二 君	教育総務課長	望 月 誠 君
教育指導課長	櫻 井 達 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	神 村 輝 行	係 長	荒 井 純 一
主 査	長谷川 紀 江		

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第6 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 一般質問を続行いたします。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番の高橋でございます。

一般質問を行う前に、私的なことですが、この場をお借りし、一言御挨拶申し上げたいと思います。

家内は、11月8日夜中、突然胸の痛みを唱え、緊急搬送されました。この間、関係者の皆さんに御心配をいただきましたが、手術も無事終わり、一命を取り留めることができました。御心配をかけて、誠に申し訳ありませんでした。

さて、私は、このような状態の中で一般質問は取りやめたいと相談をしましたが、状態のほかも徐々によくなり、質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は3点あります。まず、最初に、質問1、上里町は少子高齢化を防げるのか、2、土地改良区事業決算委員会議論について、3、保育料の完全無償化が実現したことについて、以上、3点について、通告に従い、質問を行いたいと思います。

質問の1、少子化を防げるのはお金で解決できるのかということであります。

日本、中国、韓国、欧州でも出生率の低下が進んでいる。人口を維持できなくなるほど低下しているのは、豊かな国だけではありません。逆説的に言えば、高い出生率を保っているのは、増え続けている人口を支えられない国ばかりです。アフリカで特に貧しい国では、ニジェールという国があります。1人の女性が生涯に7人の子どもを産み、人口は年3%以上増えているが、平均年収は1,000ドルにも満たない。日本や他の裕福な国々の政府は、出生率の低下を憂慮しています。

町長にお聞きしますが、こうした分析をしているジャレド・ダイヤモンド地理学者・作家はこう分析していますが、この分析をどう考えるのか。上里町も令和6年9月末日現在の人口が3万523人となっており、世帯数はプラス34世帯増で、人口は9月比プラス54人となっております。先ほど申し上げました貧しい国と裕福な国の比較を挙げましたが、町長はどのように分析しているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

イーロン・マスク氏は、赤ん坊が生まれてこないと文明が終わるだろうと予測をしています。マスク氏の懸念は妥当なものか、もしこの予測が正しいなら、国民にお金を払って子どもを持てるようにすれば、この問題は解決するのか、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

スウェーデンでは、育児支援に惜しみなくお金を使ってきました。オーストラリアでは、子どもが1人生まれたら、親に赤ちゃんボーナスを付与した。フランスは、親の所得税を減免しました。そして、韓国、日本は、父母双方に育児休業制度を適用しています。こうした金銭的誘因があっても、自国民の数が減り続けている。日本もそうですが、人口が減り続けている。これだけのお金を使ったのに、どうして多くの子どもが生まれてこないのでしょうか。なぜなのか理解するには、身近にいる子育て世代に聞くことが私は大切だと思います。町長はどのように分析をしているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

子どもが少ない、全くいない人に、なぜ選択をしたのか、我々議員もどれだけ子育て世代の考えを聞いたのか、考えなければならないと思います。9月、子育て世代のママが、保育料の完全無償化は子育てママの評価が高いと話しています。ある会社の中でのお母さん方の話です。

主な要因を上げると、子どもの衣食や教育への出費を挙げる人もいます。仕事を持つ親には、家で子どもと過ごす時間よりも仕事を優先の圧力があるのではないかと。夫からは、家事や育児の大半をこなすよう期待が高い、でも自分の母親たちのような家事の奴隷になりたくない。仕事のキャリアと母親であるバランスを取るのには難しいと思います。町長は、こうした考え方もあることについて、どう考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、②子育ての障害になっているのは何かであります。

経営者や政治家、大人となり得る人の姿勢ではないか。お金の役割は否定しないが、親と雇用主、政府という重要なことであると思いますが、この辺のところについては、町長はどういう考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

③として、義務的退職制度について。

経済学者は、出生率の低下で若年労働者が減り続ける一方では、高齢者人口は増加するという不都合な事態が続くことを懸念しています。経済学者は、なぜ強制的な定年制度という働かない高齢者を増やす愚策について憂慮しないのだろうか、疑問を抱いております。欧州や日本、韓国の企業は、一定の年齢に達した労働者に仕事を辞めるよう義務づけている。そのほとんどが60歳です。いわゆる定年制ではないかと思います。

引退が待ち遠しい人もいますが、しかし教員や弁護士、医師など専門職の人々は仕事を楽しんでいる状況があります。義務的退職制度は、こうした人たちの培った能力と権限、経験がピークに達し、社会に最も貢献できる時期に引退を押しつけているのではないのでしょうか。そうすることで、社会的交流や人生の目的、自分が有益な存在だと思える理由を奪ってしまう。こう

した考えは、働く労働者にとってよくない傾向であると思います。こうしたことは、結果的には落ち込み、孤独になりがちです。これは、国にとってもひどい制度ではないでしょうか。納税者として貢献する人々を年金の受け手にしてしまいます。

義務的退職制度について、私は反対です。高齢化による技能低下が公共や労働者自身の危険につながる職種は例外です。

国会議員を見てみましょう。国会議員には定年がありません。制度を決める国会議員に定年がなく、高齢の国会議員が多く見受けられます。私も上里の議員でありますけれども、80歳になりました。働ける体力、仕事に対する意欲を大切に、義務的退職制度撤廃、または定年延長を積極的に進めるべきと私は思いますが、町長の見解を求めます。

アメリカでは、義務的退職制度が撤廃されたおかげで、70代や80代になっても仕事を続けている人が多くいます。アメリカの高齢者は、仕事、社会の貢献を楽しんでいる人もいます。これは、納税し、年金をまだ受け取らないことで政府の助けになっているとしています。町長は、定年制度についてどのような見解を持っているのか、お聞きします。

年金受給者の増加を懸念するなら、義務的退職制度を違法化するべきではないかと解説しています。少子高齢化が進む中、とりわけ日本の最大の課題である少子化について、町長にお聞きしますが、日本の総人口は何人が理想なのか、お聞きしたいと思います。また、上里町の人口は多ければ多いほどよいと思いますが、難しい質問であります、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、質問の2、排水路管理について町長の見解をお聞きしたいと思います。

①から⑤まで一括して説明していきたいと思います。

私は、八町河原・忍保地区の農家の方々と排水路管理について、現状及び決算委員会の委員長報告についても意見交換をいたしました。それによりますと、排水路管理は、地権者の高齢化が進んでいるのは否定できない。問題は、字の取組の姿勢であるのではと言われました。八町河原東方面は、お互いに助け合い、まとまった行動をしており、草刈り等ではほとんどの農家が参加しているとのことでありました。

ただ、同じ地区でも新しい家ができた地区は、理解できないところもあり、草刈りの参加者が減少している要因と話しています。これは、農家の仲間意識がどれだけあるかの話で、昔からの農家の固まりは、参加しない雰囲気ではないと話しています。草刈りは、夏場が中心であることと、年間何回と決めているわけでもなく、状況を見て実施している。このような話でありました。

また、高齢化や、後継者が少なくなっている現状は否定はできませんが、農地の貸手、借手の役割の認識であり、基本的に農地の持ち主が行う考え方もあり、貸手、借手の意思疎通も大

切と話しておりました。

出不足金については、お金を支払い、参加しない考えも分からないでもありませんが、地区の人との協力感が薄れているかもしれません。自分たちは、親の代から仲間というか、そういうことを大事にしてきているが、新しく越してきた人たちにはそこまで感じない部分があるのではないかと思います。

今後、期待したいのは、今起きている排水路管理について、仲間意識というものをつくっていただきたい。みんなで好きなことを言えば切りがない。上里町の農業についても、建設的な集約をしてほしいと聞いています。

出不足金や賦課金の在り方についても、町と土地改良区が緊密な検討会を開催してほしいとのことであります。担い手には、補助金を出して、草刈りを行っていただきたいと言っており、以上の問題について町長の見解を求めたいと思います。

次に、質問3、保育料の完全無償化が実現したことについて、半年が経過をいたしました。保育料の無償化実現が子育て世代に与えた影響について、今年度、ゼロ歳児から2歳児まで保育料が無償化により、埼玉県内では初めての快挙でありました。このことは、既に新聞報道でも大きな話題となりました。県内町村で初めてという、他の町村と比較し、完全な差別化になりました。

こうした中、東京都の小池知事は、3期目に臨む決意として、少子化や人口減少、とりわけ生成A Iの進化スピードは、1年が10年、10年が20年にも匹敵するかのようです。今までのような感覚でものを考え、進めていては、もはや私たちの暮らしは守り抜けません。東京都はよくなったと実感できるように全身全霊を尽くします。このように3期目の決意を述べていました。

山下町長にお聞きしますが、子育て日本一を掲げ、行政運営を進めていることについては評価をいたします。子育て日本一を目指す山下町政の成果はどこまで進んできたのでしょうか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

今回、冒頭に小池知事の3期目に臨む覚悟を発信したのは、大きな意味があります。それは、知事が掲げた第1子の保育料無償化であります。小池知事は、9月25日、都独自に第1子の保育料の無償化を進めていく考えを明らかにしました。既に取り組んでいる無償化事業を拡充し、ゼロ歳児から2歳児についても所得制限なしで全員無償化をしたい考えで、都議会、区市町村と連携しながら、具体的に検討していくと述べました。これは、知事選での公約の目玉として挙げていました。

こうした動きがある中、上里町の保育料無償化は、ゼロ歳児から2歳児まで保育料が無償化になり、3歳児から5歳児までは国の補助対象であったため、埼玉県内の町村で初めての快挙

であります。山下町長が掲げる子育て日本一に大きく前進したのではないのでしょうか。こうした中で、令和6年度当初予算は、賛成多数で可決されました。賛成11、反対2、これは議長を除くでありました。

少子高齢化が進む中、全国自治体はこの現状を何とか乗り越えようと様々な取組を展開していることは、町民及び議員の皆さんも御理解していると推測しております。しかし、多様な働き方の推進を進め、保育料の無償化を契機に働く意欲の醸成をする方針をなぜ反対したのでしょうか。給食費の無償化を実現しないのに、なぜ保育料無償化が先行するのか、こうした考えは、実に私は情けないと思います。

子育て世代の若者が、保育料の無償化を反対しているのでしょうか。保育料は、全て同じ負担ではないが、1か月にかかる費用は、聞くところによりますと、最高で子ども2人で月8万円もかかるということです。給食費は果たして幾らになるのでしょうか。上里町が保育料の無償化になり、私には子育て世代から称賛の声が多く届いております。上里町がよくなったと実感できる施策が、町民に対する、町長の町民に対する答えではないのでしょうか。

そこで、町長にお聞きしますが、保育料無償化実現により、抗議が町のほうにあったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

私のところには、結婚して本庄に住まいを設けたが、上里町に転居したいとのことあります。結婚して、初めて子どもができる喜び、金銭的な不安がある中、保育料でパート代が全て充てられて、母親が苦勞した姿を見てきて、感じたを投稿してきました。町長にお聞きしますが、保育料無償化を打ち出してから、どれだけ多くの子育て世代から問合せがあったのでしょうか。

オーストラリアでは、子どもが生まれたら親に対し赤ちゃんボーナスを付与した。フランスでは、親の所得税を減免した。韓国では、育児休暇制度を適用しております。韓国と、日本もそうですね。まだ半年しか経過していませんが、成果を町長にお聞きしたいと思います。

小池知事の方針に、一方では、自治体間での支援策の格差が生じることにより、周辺知事から懸念の声もあったようですが、上里町に周辺町村から地域格差の懸念の声があったのか、併せて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

高橋勝利議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、上里町は少子高齢化を防げるかについての①お金で少子化は防げるのかと、②子育ての障害になっているのは何かの御質問について、関連性がございますので、一括してお答え申し上げます。

長期的に見ると、多くの先進国において出生率は低下しており、近年では東南アジアや南米などでも低下傾向にあるようでございます。ただ、先進国の中でも、フランスやスウェーデンなど、2000年頃から出生率が上昇に転じている国もあります。両国とも、急速に人口減少が進んだことから、少子化対策を国家戦略の重要な柱としてきた経緯があり、GDPに占める少子化対策への公的支出の割合は日本の約2倍であります。その点においては、少子化対策にお金は必要であるといえます。

子どもを産み、育てることに新たな経済的負担を生じさせないことは、重要であると考えております。しかし、それだけではなく、出生率の高い先進国においては、自由な働き方ができる環境や男性の家事・育児をする割合が高いなどの社会的な要因、価値観など、日本とは異なるところが大きく関わっていると思われます。

高橋議員の御質問のとおり、私も少子化対策を行うに当たって、子育て世代の意見を聞くことは重要であると考えており、いろいろな形で子育て世代に向けた調査や座談会等を実施しています。今後も、様々な機会を捉えて、子育て世代、また子どもたちの意見を聞きたいと考えています。

子育ての障害になっているものは何かという御質問ですが、金銭的な内容だけではなく、私たちを取り巻く社会の形や価値観も、子育てに大きな影響を与える要素であると考えられます。子育てを行う、また子どもを持とうとする私たち大人の生きがいややりがい、ウェルビーイングの向上など、一人一人の生活の充実も大きく影響すると考えられます。まずは、働き方改革や男女共同参画等を推進し、暮らしやすい社会をつくることで、子育てしやすい環境を整えていきたいと考えています。

子ども・子育て支援事業計画策定に当たっての調査によると、父親の労働時間について、8時間以上とする回答が9割以上と高く、週6日の出勤をする父親が約23%という結果でした。また、父親の8割以上は育児休暇を取得しておらず、その理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が39%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が36%と高い割合でありました。

この結果からも、男性が仕事、女性が家事、育児を担っているという状況が見えますが、近年、共働き世帯の増加や社会の変化に伴い、男性が積極的に家事や育児に参加することが求められており、実際に家事を分担する家庭も増えてきています。

町で行った男女共同参画に関する意識調査の結果からも、男性は仕事、女性は家庭という考

え方に同感しないという人の割合は65%と増えてきております。少子化対策事業をより有効なものとするためには、このような意識の形成が不可欠であると考えます。そのために、町では、今年度2月に男性の育休取得講座の開催を予定しています。

子どもを育み、子育て世帯の暮らしの場である地域社会で、男性が積極的に家事や育児に参加するための支援や啓発活動を進めることで、男女に関係なく、子育てを行う意識の醸成に取り組み、行政、地域、企業など、社会全体で子育てを応援する環境づくりを目指してまいりたいと思います。

地域の人々がつながり、子育て世帯が社会全体で見守られ、支えられていると感じられる、誰もが子育てに夢を持てるまちづくりに向け、切れ目のない子育て支援に努め、「子育てするならやっばりかみさと」と感じてもらえるよう、取組を進めてまいります。

続いて、③義務的退職制度についてお答え申し上げます。

少子高齢化が急速に進展し、人口が減少する中、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境が整備されることが重要であると認識しております。

令和3年4月に施行された高齢者雇用安定法の改正では、70歳までの就業機会の確保が努力義務として追加され、雇用の上限年齢等の選択肢が大きく変化しました。また、個人の就業形態も多様であることから、高齢者の置かれた環境は千差万別であると考えます。

定年制度は、働く側と雇用する側、それぞれ異なる影響を与えるものです。働く側には、生きがいづくりや健康上の問題、賃金等に関する影響があり、雇用する側では、労働力の確保や人件費等に関する影響があります。このように立場による影響の違いがありますが、働く個人ごと、雇用する企業ごとでもその影響はそれぞれ異なるものとなります。そのため、個人や企業がそれぞれのメリットやデメリットを把握し、よりよい選択をしていただきたいと考えております。

高齢者が働くことを選択した場合、仕事を通じて生きがい等を得る方法としては、企業に再就職したり、創業したり、シルバー人材センターの会員になるといったことが一般的に考えられます。上里町シルバー人材センターにおいても、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを持って就労する機会を提供しています。

町では、地域の人と人とのつながりを通じ、高齢者が自分らしく生きがいを持って生活できる地域を目指し、関係機関と連携して多様な事業に取り組んでいます。地域の互助力を高め、住民が主体となり、地域全体で高齢者の生活を支える体制をつくるために、社会福祉協議会に委託して、地域支え合い活動等の事業を実施しています。

なお、昨今の労働力不足もございますので、働く意欲のある方が働くことのできる社会を目

指してまいります。また、就労に限らず、様々な場面で高齢者が生きがいを感じ、いきいきと生活できる町となり、人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。

御質問いただいた日本や上里町の理想の人口について、お示しすることは大変難しいことですが、急激な人口減少が起こることのないよう努力してまいりたいと思います。

次に、2、土地改良区事業決算委員会議論についての①地先管理について、②出不足金について、③非農家がなぜ除草に参加するのか、④農地所有者が高齢により借地を依頼することについて、⑤草刈機がない家庭についての御質問について、関連がございますので、一括にてお答え申し上げます。

排水路管理に当たり、土地改良区では、組合員の方を中心に、地域の皆様に御協力をいただきながら、排水路管理作業を年1回実施しております。上里土地改良区、上里西部土地改良区が67地区に分かれ、管理作業を実施しておりますが、その方法は、地区ごとに様々であります。実施の時期、不参加金の額、参集の範囲、作業内容は各地区の判断によるものであります。

全国的に排水路管理作業については、近年、高齢化、猛暑、参加者の減少と幾つかの課題も挙げられており、また農用地の雑草対策も、排水路管理と同様の課題を抱えております。

土地改良区では、こうした管理作業の課題、農用地の雑草対策の課題に対し、年2回の役員会を開催し、持続可能な対応方法と負担軽減策を協議しております。理事会、総代会でも情報提供を行い、土地改良区だよりなどで農地の地先管理の協力をお願いしております。

排水路管理作業は、営農環境の保全、地域の排水事業の一環、地域の共同作業として実施しております。御指摘いただきました作業を通じて、地域住民の仲間意識が向上するよう、意識の醸成は重要であり、引き続き管理作業の必要性について説明していきたいと考えております。

今後も、現在の負担軽減策を行いながら、新たな方策を模索し、持続可能な開催方法と地域住民の意識の醸成を図りつつ、適切な排水路管理に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、3、保育料の完全無償化が実現し半年が経過したことについての①保育料の無償化実現が子育て世代に与えた影響についてでございます。

今年度より保育料の完全無償化を実現したことで、多くの反響がございました。保育所の入所を担当する窓口においても、子育て世帯から多くの感謝のお言葉をいただいております。

例えば、「今まで多くの保育料がかかっていたが無償化されて大変助かった」、また「2人目の入所の費用を心配しなくて済んだ」といった内容でございます。

町外の保育所等でも話題になっているようでございます。無償化を知り、転出先として上里町を考えているという方や、実際に他市町村から転入してきた方、働き始めるのを早めたという方もいました。

入所申請に当たって、上里町が無償化を実施していることを御存じなく、驚かれる方もいますが、子育て世帯において保育料や子育て支援は大きな関心事であり、想像以上に多くの方に広まっているようでございます。

抗議や懸念の声はなかったかという御質問ですが、担当課には住民をはじめ、保育所、他市町村からも無償化についての問合せ等はございますが、そういった内容のものはございません。

また、今年度から始まった事業でございますので、成果と言えることではございませんが、ゼロ歳から2歳児の入所希望は昨年度より増加しております。また、来年度の入所についても、同様に増加しているところでございます。いずれ、皆様に保育料完全無償化の成果としてお示しすることができればと考えております。

住民の皆様からいただいた声を励みとして、今後も何ができるか検討を重ね、さらなる町の子育て支援の推進に力を注いでまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 答弁ありがとうございました。

町長の答弁のとおり話を結構たくさん寄せられているということは、まぎれもない事実でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

その上に立ちまして、再質問をしたいと思いますけれども、11月12日に、モーニングショーというのを、私、見ていたのですけれども、皆さんも、この時間には職員の方も仕事をしているから見られないと思いますけれども、その中で、玉川徹氏は、働ける人には働いてもらい、働けば働くほど手取りが増えると話しています。103万円について、どこの党が提起したか知りませんが、不倫してホテルで過ごす人の主張が認められる日本では、私は説得力もないと思います。

高齢者が増える高齢者対策としては、日本のように義務的定年制ということがありますけれども、これについては、やはりそのまま素直に取り入れるということではなくて、やっぱり今、玉川さんが言っているように、働ける人には働いてもらうということは、やはり定年制というのを決めちゃうと、まだまだ働きたいという人を抑制してしまうということでもあります。

町長に聞きたいんですけれども、私も町長も高齢の部分に入っていると思います。失礼ですけども、年齢に関係なく頑張っています。町長も義務的定年制度を再検討して、日本一豊かな高齢者がいる町を目指してほしいと思いますので、町長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

義務的定年制度を再検討してということでございます。

私も団塊の世代で、一番戦後生まれの人口の多い年代でした。先ほどもお答えしたように、定年制度は働く側と雇用する側、それぞれ異なる影響を与えるものでございます。それぞれメリットやデメリットを把握して、最善の方法を選択していただきたいと考えております。

町としまして、就労に限らず、様々な場面で高齢者が生きがいを感じ、いきいきと生活できる町となることを目指しておりますし、健康な人生を送って、働く意欲がある方は、やはり社会貢献とか、そういったことも考えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） ありがとうございます。

そこで、上里町の職員の定年についてちょっと聞きたいと思うんですけれども、上里町職員の定年は61歳で、最高65歳まで働けると聞いています。町長に聞きたいんですけれども、65歳まで役場の職員が働いた人が、パーセント的にどのぐらいいるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答えを申し上げます。

65歳まで働いた職員は、今まで1名おりました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） これ、どうして65歳まで働けるというものがあるのに、今、町長の答弁、1名ということでありますよね。これ、何がこういう少ないのかなと見てみたところ、やっぱり管理職をした人が、同じ職場で働くことには抵抗があるんじゃないんでしょうか。課長として采配してきた人が、采配される側になるというのに抵抗があるということが主な原因ではないかなと思います。

私の場合は、郵政を定年で退職して、その後にすぐ嘱託社員として全日空のほうに5年間勤めたんですよ。今度は、全日空でその職場の働いてきたやつを生かしてもらいたいということで採用されたわけです。

ところが、うちの町って、今言ったように、采配をしてきた課長が同じ職場で同じ仕事をす

るというのは抵抗があるような感じもあるんですけども、その辺のところについては、課長とか、退職した人の感覚ってどうだったんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

役場の関係であれば、降任後の職については、課長級であれば主幹となりまして、この場合、単に従来の主査や主任の職務を担うのではなく、管理監督職を経験した職員として、その知識や経験を生かし、通常の業務に加え、事務事業に関する専門的な助言、それから議会等の対応、統計報告、その他の調査に関する事務、若手・中堅職員の育成支援等についても担ってもらいたいという考えから、従来の主査や主任とは異なる職務を遂行してもらうことを期待しております。そういった実績経験を生かした立場で、任務に当たっているということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 町長の答弁でいくと、そういうことになると思うんですよ。やはり、65歳ってまだ働き盛りというふうに私は思っているんですよ。この議員さんたちも、今若い人たちが議員になりましたけれども、これからいろんなことをやってみたいということであると思うんですよ。職員の方も、65歳までにもう辞めちゃう、全く縁を切っちゃう人というのがいるわけですけども、そういう人たちがもう自由に自分の経験したことを生かせる職場というのをつくってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

やっぱり、今さっき言ったように、指導して采配してきたところで、今度はされる側になるというのは抵抗があるということ、辞めた人にも聞いたんですよ。その辺のところをもう少し何か町として考えて、役場の職員が定年65歳まで働けるような環境というんですか、つくって、もっと役場に勤めた経験というのを、これからの後輩の職員に生かしてもらいたいというふうに、今これで私は今回質問したんで、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再就職といいますか、定年後の在り方ということで、役場の場合には、本人の希望を入れたりして、行政経験を生かせる形でいろんな選択肢を広げるのもありますし、実際はシルバー人材センターにおいても、役場のOBといいますかね、職員がそういったところで、いろいろな分野でシルバー人材センターの中で活躍している人もい

ますし、地元の一流企業という言い方はちょっとあれですから、有力企業も、定年退職していろんな場面で地域に活力を与えるような仕事に就いている、また話を聞きますと、非常に自分の持っている仕事に対しては生きがいを感じているということで、定年後の長い人生の中で、それなりに皆さん、活躍しているかなということで、私は期待しているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 実は、あるビル設備の保守や清掃を行う会社の例を調べてきました。これは、嘱託社員の例として、週4日、午前9時半から午後5時まで働いて、1日5か所の清掃現場を回っているそうです。これは、同社の定年というのは65歳なんですけれども、希望者はその後もずっと働けると。新規採用を行わず、他社を早期退職した人や、同業の定年退職者を積極的に採用していますと、こういうことであります。従業員が379人のうち、4割が65歳以上と、こういうことが言われています。最高年齢が89歳なんですよ。

こういうことについては、この会社の社長は、若い人の採用は難しく、採用してもすぐに辞めてしまうと。だけど、高齢者は定着率が高い。高齢者がいないと仕事が回らないと、こういう話をしているわけですよ。

ですから、うちの町も、町長は今シルバーセンターの話をしたんですけれども、役場の職員がシルバーのところへ行って、自分の働いてきた仕事を生かしているかということ、全くシルバーって草刈りだとか、そういうのが中心なんで、失礼なんですけれども、役場の職員の自宅だとか、そういうことをやっているんじゃないかと思うんですけれども。

ちょっと、働いてきた経験というのは、確かにシルバーへ行けばいいという考えなんですけれども、生かせていないんじゃないかなと思いますけれども、町長に再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

シルバーも、皆さんが日頃見ているところはそういう草刈りとか、体育館の管理ということとかありますが、事業を広げようということで、経験を生かして民間の仕事も請け負っております。そう言った中で、その職員につきましても、自分の経験を生かせる職場であれば、民間であれ、いろんなところへ、管理みたいな形で、マネジメントの仕事をやっているということでありますので、事業を広げようということで理事長とも話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） そうですね。私は、羽田に5年間勤めました。3年だと思って行ったら、お世話になりましたと言ったら、全日空のほうで、いやそうじゃない、5年働いてくださいと。何でそういうふうに5年も働くのと言ったら、やっぱり郵政の職場で働いた中身、それをもっと全日空の民間の社員に指導してもらいたいと、こういうことで、5年間残ってくださいと言われたんですよ。それはやっぱり、自分の働いてきた経験を、やっぱり民間会社で、町長もそういう経験があると思うんですよ。それを生かすために力を貸してくださいということで、私も遠い東京まで5年間働いたんですけども、その辺のところについては、やっぱりもっと、先ほど言ったように、役場の職員が本当に胸を張って自分のしてきた仕事を生かせる環境というのを、町長もつくっていただきたいと思うんですけども、もう一度、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

私も、民間に、かつては国鉄、今のJRで働いていて、その後、民間に移って、およそ40年以上、コンピューターの仕事で勤めてまいりました。その経験は大変貴重なものでありまして、高橋議員がおっしゃるように、やはり民間での経験、そういったものが大変生かされているんじゃないかと思っております。

こういった役場の職員に対しましても、今後、そういった働く機会、本当に役場の職員も優秀な職員がおりますので、そういった中で、より経験を生かして民間での活躍、そういったことも期待できますので、そういった機会を高橋議員の御提案のとおり、活力ある町のためにも、引き続き定年後も働ける環境づくりを、しっかり皆さんの御意見をいただきながらつくっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 町長の答弁で、それでいいと思いますよ。わたし、やっぱり今回これにこだわるのは、やっぱり役場の職員って優秀だと思うんですよ、そういう専門的な仕事を一日中かけて勉強しているということというのは、是非とも定年になって、定年は60歳ですか、あと4年間も残ってもらって、もっと気遣いしながら後輩を指導できる、支えられる、こうい

う環境というのは、やっぱり同じ職場へ置いちゃうというより、やっぱりある程度部署をこういうふうに固めて、そこでいろんな策をアドバイスする、そういう環境というのは必要ではないかなと思うんですよ。

今の役場って、同じ職場に残っているわけですよ。それは一番いいと思うんですけども、はっきり言って、後輩の人はやりづらいという話は聞いたことないんですけども、残る人が気を遣っちゃう、そういう職場ではしょうがないと思うんですけども、その辺のところを町長にもう一回答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、役場の職員も非常に定年後について人生設計されている方もいるかと思います。役場で非常に頑張ってきた、そういった中で、定年後は自分なりの生き方を、また経験を自分の人生の中に生かしておきたいという方もいらっしゃるかと思います。

そういった中でも、定年延長で過去に経験した業務を、その能力、スキルを生かせる中で、社会に伸ばしていけるように、環境づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） ありがとうございます。

それでは、次に、質問の2の関係なんですけれども、地区の刈払いですね、これについてちょっとインターネットを調べてみたら、いろいろこれに、町長のほうの部局のほうに投書が行ったという事実が判明しましたので、この辺の事実について御存じでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の質問、2の土地改良の関係で、地区の刈払い等についての御質問ということでよろしいですか。

令和5年8月に、地区の刈払い等について、町長への手紙として頂いております。皆様からのお声を一つ一つ大切に伺いながら回答させていただいたところでございます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、排水路などの管理作業については、近年、高齢化、猛暑、参加者の減少など、全国的な課題として挙げられております。引き続き、人力では不可能な排水路のしゅんせつ、急勾配のり面の草刈り、木伐採、防草シート敷設など、多面的機能

支払交付金を有効に活用し、負担軽減策を講じてまいります。

また、水路は、地域の水環境を維持するためにも大変重要な役割を果たしており、非農家の皆さんにおいても、清潔で安全な環境の恩恵を受けることができます。また、地域住民間の交流と協力を促進するよい機会であると考えられますので、出不足金については、各地区で検討いただくのが適切と考えておりますが、助け合いの精神の下、地域全体の利益を共有していただくためにも、地域活動に御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

ということで、是非御理解いただきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） この件については、ヒアリングでも話をしたんで、あまり突っ込んで聞きたいとは思わないんですよ。

ただし、1 点だけ、この投書した方は、高齢の母親を抱えている人からの投書だと。投書というより提言ですかね。こういう人たちをやっぱり何とか救ってやりたい、高齢であるけれども行かなきゃなんないと、そういうことなんで、その辺のところについては、町長にその辺のところの高齢者が行きたくても高齢でできないという感情というんですか、それを大事にしていきたいと思しますので、この件については、もう一回町長の答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の土地改良作業の高齢者に対するということでございますが、こういった町のできることは、一つは役員会などで実施時期などの再検討をしていただいて、できるだけ高齢者の負担にならないように、役員会のほうで検討していくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） それでは、それをよろしくお願ひしたいと思しますので、最後に、質問3 の関係について、ちょっと時間がまだありますのでお話ししたいと思います。

費用ゼロ円の学童保育、日本一小さな村に全国から視察が多く寄せられているということで、この題が「富山の奇跡」、こういうことが話題になっています。

総務経済常任委員会は、11月、富山空港の視察を行いました。今回私が取り上げたのは、少子高齢化が進む中、同じ富山県の日本一小さな村である船橋村ですね。全国から多くの視察があります。平均年齢40歳と若い世代が多く転入して、増加傾向にあるということです。以前は、

人口が1,000人ぐらいきりいかなかったのが、今は4,000人に増加しているということです。

放課後や長期休み期間中に、小学生を預かり、遊びや生活の場を提供する学童保育というのは、共働きの家庭やフルタイム勤務の母親が急増する中、近年、働く親の命綱と言うべきインフラとなっています。

上里町は、保育料の無償化を実現しました。今後、ますます保育園や保育料につきましては要望が高くなると思いますけれども、この辺のところについては、この船橋村の取組というのは、別に小さな村を放っておくというわけではありませんけれども、是非こういう取組というのは参考にして取り組んでいただきたいと思います。

ここのところにも、こういうことでインターネットに取組そのものが載っておりますので、是非うちの町も、これからも人口減少ということはまた取り上げられていますので、その辺のところについて、町長に見解をお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の日本一小さな村、富山県船橋村のことについての話題についての御質問がございました。

保育料無償化は、保護者の方をはじめ、多くの方から歓迎の声が聞かれます。町では、この保育料無償化以外にも、当たり前のようになっていますが、出産時のアニバーサリーギフト事業、こども家庭センターの設置、全小学校地域への児童館の整備、高校生年代までの子ども医療費無償化など、多くの子育て支援策を展開しています。まずは、これらの取組をしっかり周知し、漏れなく切れ目のない子育て支援につなげてまいります。

その上で、子どもや子育て世代の声に耳を傾け、できること、やるべきことを見極め、事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

今年度の4月に、空の杜保育園の入園式のときに、私が挨拶で、入園の保護者がいる中で、今年度から保育料を無償化しますよという話をしたら、全然御存じない保護者から喜びの声が聞かれました。そういったところを含めて、子育て支援日本一を目指す町として、子育てするなら上里ということで、是非頑張っていきたいと思います。職員も頑張っておりますので、皆様の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 最後に、保育園の定員について、ちょっとお聞きしたいと思います。

定員については、空の杜が非常に人気があって、保護者の方が希望を出すときに、何をどう

いうふうにしているのといったら、第1希望が空の杜、第2希望がほかの民間の保育園、こういうふうに挙げているわけで、この空の杜の定員って70名と聞いています。これ、もう少し相対的に調整をして、上里はやっていますというふうに課長からも聞いているんですけども、この辺のところ、保護者の要望に、どれだけ需要に応えられるかといったら、もう少し空の杜の定員、これ、増やせるかどうかというのを、ちょっと考えがあるのかどうかというのでお聞きして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

保育所の定員は、上里町子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査に基づいて設定しております。保育料無償化による入所希望の増加に伴う定員については、現在策定している令和7年度からの事業計画において検討しているところでございます。

保育所等の定員について、町では定員の弾力化を導入していますが、定員の弾力化とは、保育施設の床面積や保育士の配置に応じて、定員の上限を超えても入所することができるようにすることです。定員以上に保育所の受入れ人数を調整することで、急な利用者の増加や年度途中の需要などにも柔軟に対応することができ、待機児童の減少につながっています。

定員を増員することは、保育施設設備の拡大や人員の配置を伴うものでありますが、保育所等の経営に関わることでございます。今後とも、住民のニーズに基づき、各保育所とも連携を取りながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時15分からとします。

午前10時1分休憩

午前10時15分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号6番、公明党の飯塚賢治でございます。

議長へ通告いたしまして、許可が出ましたので、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、1、婚姻届の記入例について、2、医療的ケア児支援センターの状

況について、3、GIGAスクール端末の更新について、4、国の防災計画修正について、以上4項目であります。

通告順に従いまして、質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、1、婚姻届の記入例について伺います。

民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれかが姓を改め、夫婦同姓とすると定められています。しかし、実際には約95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓しているのが現状であります。自治体の結婚届の記入例が婚姻後の夫婦の氏が夫にチェックが入っていて、夫側を選んでいることが多い状況であります。これにより、無意識にジェンダーバイアスがかかってしまうことになり、地方議会では選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書というのが提出されています。日本の夫婦同姓は、国連女子差別撤廃委員会から、差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性に、一人っ子同士での結婚において大きな障害となっています。

世論調査で、国民の約6割が賛成、もしくは容認しているものの、依然として国会では議論は進んでいない状況であります。上里町の婚姻届の記入例を見ますと、大変工夫を凝らしており、婚姻後の夫婦の氏では、妻の氏にレ点があり、説明文では、婚姻後に夫の氏を名のるか、妻の氏を名のるか、四角にレ点をつけてくださいと、ジェンダーバイアスがかかることのないようになっています。

そこで、お尋ねいたしますが、上里町では夫の氏、妻の氏を選ぶ比率はいかほどでありましょうか。また、選択的夫婦別姓制度の法制化について、町長はどのようにお考えになるか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2、医療的ケア児支援センターの状況について伺います。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことで、全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人——これは推計であります。——となっています。

医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加は、背景に医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、令和3年6月18日に公布、9月18日に施行されました。

都道府県知事は、同法の医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援という基本理念の実現に向けて、医療的ケア

児やその家族の様々な相談について、総合的に対応する医療的ケア児支援センターを設置する。または、自ら行うことができるとされています。

埼玉県では、川越、熊谷、春日部、さいたま市の地域4センターがあり、医療的ケア児等の御家族より町の医療的ケア児等のコーディネーターに相談があれば、地域センターと連携を取ることになります。または、地域センターに直接相談するケースもあると思われます。

ここで伺います。きめ細やかなセンター業務体制の拡充、地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報の活用については、どのような状況になっておりますでしょうか。また、関係機関との日頃の連携や相談内容に応じた連絡調整の方法、相談件数や満足度などの実績に基づいた評価や、研修等による相談の質の向上の取組など、現在の状況を町長よりお聞かせ願います。

次に、3、GIGAスクール端末の更新について。

①使用済み端末の再利用または再資源化について伺います。

GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童・生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していく構想であります。

翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため、急速に普及し、今年8月現在、GIGAスクール端末は全国で950万台となりました。今後、これらの端末の順次更新時期を迎えていきます。

GIGA第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書に基づいて共同調達することになります。調達の大型化が予想されますが、またMM総研が公表した2024年8月時点のGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査によると、端末更新の68%が2025年に集中しているとあります。このため、来年度予算での適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理であります。この大量の端末処理をどのように進めていくかが、大きな課題となります。

そこで、懸念される一つとして、文科相、経産省、環境省の3省合同通知で示された方法で、端末が再使用・再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱の非該当となる懸念があります。3省合同通知によれば、排出事業者には処理の責任がある。仮に、無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながると、小中高等学校等の排出事業者としての責任を警告しています。

一般社団法人産業管理協会、リサイクルデータブック2023によると、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で、回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適切な処理が多発、国際問題化しているよう

であります。使用済み端末の再使用または再資源化について、法律を遵守した適切な対応について、教育長はどのように考えられますでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、②データ消却に対する認識と具体的な取組についてお尋ねいたします。

3省合同通知では、データ消去が適切に実施されず、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも言及されていますが、例えば写真に自宅情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報が端末に残っている可能性があるが、GIGA端末の記憶媒体は単純な物理破壊ではデータの復元ができてしまいます。確実にデータを消去するには、専用ソフトでの処理が必要であります。子どもたちの個人情報を守る意味で、上里町において、来年度以降、何台新端末に買い換え、旧端末を処分するのか、新規リース、返納台数、お教え願いたいと思います。

その際、データ消去に対する認識と具体的な取組について、教育長にお聞きいたします。

次に、4、国の防災計画修正について。

①令和6年能登半島地震を踏まえた修正について伺います。

今年、元日に発生した能登半島地震から11か月が経過いたしました。現在も多くの住民が避難所で暮らしております。国の中央防災会議は、今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者の方、要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記しました。

具体的には、市町村に対して、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう、要請をされております。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請いたしました。今回の地震でも有効であったトイレトレーラーは、国からの普通交付税や緊急防災・減災事業債などが活用可能ということから、災害応急対策の福祉的支援並びにトイレトレーラーを含む保健衛生環境の整備について、もう少し深く取り組む必要があると私は考えますが、町長の御所見をお話し願いたいと思います。

続きまして、②最近の施策の進展等を踏まえた修正について伺います。

まず、この修正の目玉となるものは、地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。これにより、国は本システムを中核に防災情報を共有し、災害対応を行うことができる防災デジタルプラットフォームの構築を図ることができます。

また、風水害対策として、地方公共団体はアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、

排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、川を渡る道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとするなど、平時より見直し対策していくための修正が何点かあります。

上里町の地域防災計画に反映する事項があるのではないかと私は考えますが、最後に、町長にこのことをお尋ねして、壇上よりの質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、婚姻届の記入例についての①夫婦別姓についてでございます。

婚姻届は、民法及び戸籍法の規定に基づき、様式が定められております。現行の民法では、婚姻に際し、夫婦が同姓となることが規定され、戸籍法では婚姻届にその夫婦の姓を届け出ることが規定されています。

婚姻届の記入例ですが、届出される方に正しく記載していただけるように作成し、例示させていただいているもので、当町では夫婦の氏の部分はいずれか一方の氏の欄にチェックをするよう促すものとなっています。

さて、厚生労働省の人口動態統計によりますと、令和5年中の全国の婚姻件数のうち、夫の氏を選択したものは全体の94.5%を占めています。過去に遡り、西暦2000年となる平成12年の状況としまして、夫の氏を選択したものは全体の97%ですので、徐々にではありますが、妻の氏を選択する方も増えてきている状況となっています。

なお、町において、夫または妻の氏を選択した数については把握していませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

現在、婚姻の際に氏を変更することで、職業上、日常生活の不便・不利益などが指摘され、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見があると認識しています。

法務省で、平成3年から法制審議会において婚姻制度等の見直し審議が行われ、平成8年2月に、民法の一部を改正する法律案要綱の答申がありました。この要綱において、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されていますが、国会への提出には至りませんでした。その後、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画に、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会での議論の動向、司法の判断を踏まえ、さらなる検討を進めることとされ、現在に至っています。

現在の夫婦同氏制度について、憲法に違反しているのではないかと争われた裁判で、最高裁では、平成27年と令和3年に憲法違反ではないと判断されておりまして、夫婦の氏に関する制度

の在り方は、国会で議論され、判断されるべき事柄にほかならないというべきであると示されています。

夫婦別姓など、婚姻制度につきましては、国におきまして様々な議論、御審議がされている状況でございますので、一自治体の長として考えを申し上げるべきではないと考えております。つきましては、今後の国の動向を注視し、町として適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、2、医療的ケア児支援センターの状況についての①医療的ケア児支援センターの連携等についてでございます。

御質問の医療的ケア児は、医学の進歩を背景として、新生児特定集中治療室などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用して、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童で、推計ではありますが、全国で約2万人いるとされています。

埼玉県では、議員も御承知のとおり、基本的には県内4か所の医療的ケア児等支援センターから市町村への情報共有と連携により、それぞれの医療的ケア児に応じたサービスの提供に関する調整を行うことになると考えております。

医療的ケア児の御家族から直接町への相談があれば、町民福祉課が相談窓口の役割としてお話を伺い、関係課等と調整の上、サービス提供を行ってまいります。さらに、令和6年1月現在、児玉郡市内に児玉郡市障害者基幹相談支援センターをはじめとして4事業所、4人の医療的ケア児等コーディネーターがいますので、医療的ケア児の御家族の相談先は多重化されている状況となっています。

医療的ケア児は、常に医療的な看護が必要であり、目が離せないことから、様々な面で御家庭が苦勞されていることと認識しております。現在、上里町におきまして、医療的ケア児に当たるお子さんがいるといった情報に接してはいませんが、もし御家族から相談された場合には、先ほども申し上げましたとおり、総合相談窓口でお受けすることとなりますが、医療的ケア児が安心して生活が送れるような体制を確保する方策について検討していきたいと考えています。

なお、3、GIGAスクール端末の更新についてにつきましては、教育長から答弁いたします。

続きまして、4、国の防災計画修正についての①令和6年能登半島地震を踏まえた修正についてと、②最近の施策の進展等を踏まえた修正については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

令和6年能登半島地震では、石川県で観測史上初の震度7を記録し、これまで240名以上の方が亡くなられた未曾有の大災害となりました。亡くなられた方及びその御遺族に、改めて心より御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を祈っております。

この地震には、幾つの特徴があり、被害が拡大した要因となったものがあります。1つは、発生日が元旦で、帰省されていた方や休みの方が多く、消防、警察を含め、初動対応に遅れが出てしまったことです。そして、もう一つの特徴が、長期化した断水です。被災地には集落が点在していて、老朽化した水道管が地震によって崩壊し、生活に欠かせない水が届かなくなっていました。

このような中、町では、七尾市へ避難所運営及び被災者支援として1月に1名、罹災証明書発行業務に3月に1名、計2名の職員を派遣しました。また、輪島市へ2月と3月に給水車と職員延べ5名を派遣しております。

現地で支援活動をした職員からは、保健衛生の確保や栄養バランスの取れた食事の重要性について報告があり、これを受けて町の備蓄品の推進を図ってまいりたいと考えております。

生活に必要な水の確保につきましては、9月議会でも議員よりお褒めの言葉をいただきました。能登半島地震の際に、被災地支援として派遣いたしました町所有の給水車を有効活用してまいります。

また、間仕切りや段ボールベッドを設置することについても、中学生への防災教室や地域での防災講習会等の機会を捉えて、普及啓発や訓練に努めているところでございます。

議員御提案のトイレトレーラーにつきましても、9月議会で答弁させていただいた内容でございますが、導入自治体の運用状況等を調査しつつ、協定等による支援や導入等、あらゆる可能性について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、最近の施策の進展等を踏まえた修正についてでございますが、国では、情報の共有化を図るための新たな手段として、新たな総合防災情報システムを開発するなど、令和6年能登半島地震を教訓にした災害対応について、防災基本計画に明示しました。

議員お話のとおり、計画では、排水施設及び排水設備の補修等の推進や橋梁の架け替え等、ハード面の整備についても推進することとされています。

橋梁につきましては、上里町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年ごとの総点検を実施し、点検結果に応じた改修を行うなど、計画に基づく整備を行っております。

また、排水設備につきましては、毎年点検を実施し、点検結果に基づき、更新を実施しております。

町の地域防災計画への反映につきましては、防災会議に諮り、必要な修正を行うこととなっており、直近では、令和5年3月に改定しました地域防災計画の見直しには、関係機関との調整等や改定後の周知啓発等で多くの時間を要することから、頻繁にはできていないのが現状であります。

しかしながら、令和6年能登半島地震の教訓を生かし、町の防災体制強化を図るため、でき

るだけ早期に町の地域防災計画へ反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 飯塚賢治議員の3、G I G Aスクール端末の更新についての御質問にお答え申し上げます。

なお、①使用済み端末の再使用または再資源化についてと、②データ消却に対する認識と具体的な取組については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

上里町では、文部科学省も推進するG I G Aスクール構想実現のために、令和2年度に町内の全小・中学校の児童・生徒、1人に1台の端末の整備を行いました。整備から約4年経過し、端末を活用した授業が増えたことで、個別最適な学びを実現するために、1人1台端末の整備は欠かせないものと感じているところでございます。

令和2年度に、2,594台整備した端末が、令和8年2月末で5年間のリース契約が満了となり、町に無償譲渡となります。令和7年度の端末更新に向けて、個別最適な学びが引き続き実現できるよう、現在都道府県単位で端末を調達する共同調達会議に参加しているところであります。

なお、令和7年度に更新する端末の台数は、現在精査中でございますが、約2,200台から2,300台を見込んでおります。

3省合同通知のG I G Aスクール端末の処分における再使用または再資源化の考え方によると、端末の蓄電池耐用年数は、使用頻度や端末の種類等により異なりますが、4年から5年程度です。学校現場の活用実態を考えれば、今後更新が必要となりますが、使用可能な端末も一定数想定されるため、資源の有効活用の観点からも再使用することが重要とされております。

また、合同通知では、学校図書室や学校以外の施設での活用について、幾つかの事例が挙げられておりますので、これらを参考に、再使用が可能な端末の有効活用について検討したいと思っております。

飯塚議員御指摘のとおり、再資源化に際して、全国的に端末処分事業者の不適切な処理による使用済み端末の海外への輸出や、情報漏えい、不正転売などの事件・事故が発生しております。そのため、端末のデータ消去については、専用のソフトウェアを使用したり、強力な磁界を照射させ、データを消去する磁氣的破壊や、穿孔破碎装置などを使用して物理的に記憶装置を破壊するなど、データ消去作業を実施し、確実に国内で再資源化できるよう、法律を遵守し、適切に端末の処分が行われるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 1 回目の御答弁を頂戴いたしましたので、再質問させていただきます。

初めに、婚姻届の記入例についてであります。上里町では、先ほども説明しましたジェンダーバイアスがかからないように妻の氏の欄にチェックを入れて、説明書きでは夫の氏を名のるか、妻の氏を名のるか、レ点をつけてくださいねというような形で丁寧にできているなど、私も確認させていただきました。これが夫の姓になっている自治体もあるものですから、そのようなちょっと質問をさせてもらったんですけれども、事実上、先ほどの町長のお話では、町としての、言うなればこの比率というのは出ていないということではありますが、全国的な平均として、先ほどありました94.5%ですか、これをかなり、いずれにしても夫の姓を名のる率が多いなというふうに感じるところです。

明治の民法の、戸主及び家族は家の氏を称する、妻は婚姻に因りて夫の家に入ると定められて、もう非常に明治時代からの風習、習慣というのが分かるわけなんですけれども、それから今現代においても何ら変わりがないというようなことでありますので、先ほども御答弁の中では、最近、若い方たちは妻の姓を名のることが少々、少しずつ多くなってきたというような内容でしたが、日本に定着したこういう風土、近代の若い人たちにはこのようなことが全くとらわれていないんじゃないかなと思いますので、94.5%のこの数字について、町長はどのように思われますか。多いでしょうか、それともこのままでいいかというような内容で、ちょっと質問したいなというふうに思うんですけれども、お答え願います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

これは、先ほども答弁で申し上げましたように、非常にお答えしづらいんですが、時代背景といいますか、そういったものがこの数字の中に表れているのかなという感じはいたします。ですから、これからの日本の社会について、国のほうでしっかり議論して、この時代背景に基づいた形がいいのかなと、私、個人的にはそう思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

町長も私の考えとかなり同じなのかなと、私も町長と同感でございまして、選択的夫婦別姓

制度ということにつきましては、これはもちろん国会のほうで議論をして、法制化となれば、当然そのように各自治体は速やかに行われていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうした国のほうの論議が進んだ中で、もちろんそういう形で選択の自由というのが与えられるということになれば、速やかにこの婚姻届の記入例というのも見直しがかかるんじゃないかなというふうに思うんですけども、しっかりその辺の対応というのは、今後、町長としては考えていかれますか。もし、法制化となればそのようにされますか、お尋ねします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

戸籍届出の様式は、法律に定められているものですので、法制化されれば様式も変更されるものと考えています。

町としまして、定められた様式に沿って、皆様に分かりやすい記入例を作成していきたいと考えておりまして、また選択的夫婦別姓制度が法制化されれば、国において各種の周知用リーフレット等が配布される見込みですので、適切に制度の周知に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、次に移ります。

医療的ケア児支援センターの状況についてでありますけれども、先ほどお伺いした中では、児玉郡にこの基幹相談支援センターが開設されるということでありまして、これは当然町のほうの町民福祉のほうへ、こういった医療的ケア児の御相談というのが、私は来るのではないかなということが想定される中で、このコーディネーターという方が、やっぱりその内容を、よく相談を受け止めていただくということになるかと思うんですけども、家族に対していろんな情報提供ができる仕組みという、そういったものも準備をされていかれると思うんですが、この辺の町長のお考えは、どのようにお考えになりますか、お聞かせ願います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 医療的ケア児の情報提供ということでよろしいですか。

医療的ケア児の御家族は、お子さんの状況から様々な心配をされることと推察するところですが、大半はお子さんが病院への長期入院をした後に、自宅へ戻られるものと考えて

いますので、その際に病院から様々な説明がある中で、医療的ケア児等支援センター等を紹介することになると思いますが、併せて市町村に相談することも提案されるものと思われるので、長期入院した後の医療的ケア児の御家族から相談を受けた際には、医療的ケア児支援センターの情報提供をするとともに、医療的ケア児等支援センターと町の連携により、総合的なサービスの提供を支援してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

それでは、ヒアリングの中で、私も、実際医療的ケア児は現在この上里町の中にはいらっしゃらないというふうに伺いました。

しかし、こうした医療的ケア児がお一人、お二人という形でもし御相談されることがあるような場面というのが、絶対今後出てくるのではないかなというふうに想定するわけですが、こういった場合に、やっぱり町対応として、言うならばそのケア児に対してコーディネーターの養成だとか、地域の支援者という形のニーズに応じた研修とか、そういうものをやはり、言うならば認知症の支援をされる方みたいな形で、研修等を実施されていくことも大事なのかなというふうに思うんですが、これは、研修の実施等は、町長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

医療的ケア児等の対応をするコーディネーター等の配置についてでございますが、町としても今後の課題としておりまして、埼玉県が主催する医療的ケア児コーディネーター養成研修への保健師等の受講を含め、地域の支援体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 今後の方向性として、実際のこういった経験というのを積み重ねていくことが重要かなというふうに考えるんですけれども、児玉郡としての基幹相談支援センターというのを中心に、この辺ではやっていかれるんだと思うんです。医療的ケア児等のコーディネーターセンター等でこういった協働をして、しっかり支援体制の仕組みというものを築き上げていくお考えについては、町長、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

既に、埼玉県では、埼玉県医療ケア児等支援センターのリーフレットの中で、医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児等支援センター、市町村の利用イメージ等を掲載していますので、これに応じて町として対応していきたいと考えています。

また、基幹相談支援センターにおいても、医療的ケア児等コーディネーターがいるようですので、医療的ケア児等支援センターとの協働運営によって、医療的ケア児への支援が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） じゃ、次に移ります。

G I G Aスクール端末の更新についての再質問をさせていただきます。

初めに、再資源化について伺いますが、環境省通知では、使用済み端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれているので、都市鉱山とも呼ばれているような状況であります。日本における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で配備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが必要であるとされています。役場内からも数多くの端末がもう出ているのではないかなというふうに考えるんですけども、認定事業者との信頼関係やら、連携など、しっかり行われているんでしょうか。これは、実績の話なんで、町長に伺ったほうがいいかなと思いますけれども、そうした実績はどうなんでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

飯塚議員が御認識のあるとおり、3 省合同通知に示されておりますG I G Aスクール端末処分における再使用または再資源化の考え方同様に、役場内の業務用端末の処分につきましては、総務省が策定している地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン並びに情報システム機器の廃棄時等におけるセキュリティの確保についてを遵守し、実施しております。

再資源化も含めた役場の端末については、以上のような状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 端末の処分委託及び消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪せざるを得なかった事例や、学校のデータネットに流出した事案、またデータ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいることも、これについて、これは今後、これからの大量な端末が出るわけですから、教育長、どういうふうにお考えになるでしょうかね。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

学校のほうで使用している G I G A スクール端末につきましては、子どものデータ等は基本的にクラウド内の保存ということで、端末の中に保存されることはございません。ですから、基本的に子どもの自分自身のアカウント、パスワード等でクラウドに入っていく、データを利用するということでございますので、学校のほうは、その端末で撮った写真はその端末に保存されることはありますけれども、それ以外のことはクラウド対応ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 大変分かりました。私の要らぬ心配というんですかね、そういうような対応になってしまいました。クラウドの中だったら、そういうクラウドに入っているとデータの流出というのはないということですね。了解いたしました。

では、続きまして、4 の国の防災計画修正について伺ひます。

各いろいろな災害があるわけですがけれども、災害に共通する対策として、町の指定避難所においての修正というのがあったのは、給水タンクと衛星通信を活用したインターネット機器となっていますが、給水タンクは、先ほど御答弁の中にもありました、本当に私どもが誇る給水車が能登に派遣されて、給水を要するに賄ったということはすごいなと思うんですけれども、もう一つの衛星通信を活用したインターネット機器については、これは準備されておりますでしょうか、町長にお伺ひします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員のインターネットに関することについての再質問にお答

え申し上げます。

日本では、2022年10月よりサービスを開始したスターリンクというのがあります。アメリカ会社スペースXが運営する衛星を使ったインターネットサービスでございます。宇宙にある衛星が電波を飛ばし、それを地上のアンテナでキャッチすることでインターネットが使用できることであります。石川県で起きた最大震度7の地震を受け、避難所にスターリンクが無償提供されたことにより、避難民が無償でW i - F i を使える環境でございます。

こういったことを、今後、導入についても研究していくということで、災害時の災害支援として進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） それは、今後準備をしていくということによろしいんですね。

実は、そういう指定避難所においての、私は心配していたのは、ダンボール間仕切りだとか、段ボールベッドだとか、言うなればできるだけストレスがないような形で対応ができていくかというのを確認したかったんですけれども、大体上里町の場合はできていますね。これは、すばらしい、皆さんで準備をされていたり、中学生の皆さんにベッドのほうの組立てをしてもらったり、間仕切りはやってもらったりという、要するに防災に対してのそういう訓練という部分では、実際にできているなというふうに思っているんですけれども、この変更の中にも、修正の中にも、新たにできたのは在宅避難者とか、車の中で宿泊する、要するに避難生活をというのが、これは長期にわたるわけではないかと思うんですけれども、こういう方がだいぶ増えたということがありまして、在宅避難者等の支援のための拠点というものも設置することというふうになっているんですね。

それと、車中泊の避難生活を送る方については、車中泊ができるような、避難を行える要するにスペースというものも設置するということになっておりまして、こうしたものは、先ほどの地域防災計画の中で、言うなれば早期に反映させていきたいというお話がありましたけれども、是非とも見直しする部分をしっかりチェックしていただいて、この地域防災計画を要するに変更、修正する場合の一つの糧にさせていただきたいなというふうに思っているんですけれども、町長、この辺は、地域防災計画についてどういうふうに思われますか、町長、お伺いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど、答弁の中でも、防災計画について申し上げましたが、地域防災計画の見直しには、関係機関との調整等や改定後の周知啓発等で多くの時間を要することから、頻繁にはできていないのが現状でございます。町の防災体制強化を図るため、できるだけ早期に町の地域防災計画へ反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） そのように、地域防災計画は、私たちの言うなればこれからの頼りになっていくわけですね。その内容において実行されていくわけですから、言うなれば町民の命を守るという、また財産を守るという部分で、いつも町長がおっしゃるとおりでございます。しっかり見直すところは見直していただいて、1 人でも命を失うことのないように、しっかり準備を重ねていていただきたいというのが私の思いでございます。是非とも、今後とも町長の防災にかける思いというのを、端的に一言でいいです。町長にお伺いして、質問を終了したいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

飯塚賢治議員の御提案のとおり、防災計画というのは備えるということが大事でございます。この地域の住民が安心して暮らせる社会の実現のためにも、そういった防災についての備えが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時20分からとします。

午前 1 1 時 9 分休憩

午前 1 1 時 2 0 分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） 皆さん、こんにちは。議席番号 2 番伊藤覚です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

なお、今回の私の質問は、大きく2項目で、1、上里町のハラスメント対策について。2、上里町デマンド交通の児童の利用についてでございます。

通告順に従い質問いたしますので、町長、教育長におかれましては、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

初めに、1、上里町のハラスメント対策についての①上里町職員のハラスメント防止対策について御質問いたします。

さて、昨今、様々なハラスメントについて、マスコミやメディアで大きく取り上げられておりますが、その中で、人事院でハラスメント防止について定義しているものがございしますが、御存じでしょうか。

1つ目として、ほかの者を不快にさせる職場における性的言動や職員がほかの職員を不快にさせる職場外における性的な言動であるセクシャルハラスメント、以下セクハラと言わせていただきますが、2つ目が、妊娠や出産に関する言動や妊娠・出産・育児または介護に関する制度、または措置の利用に関する言動により、当該職員の勤務環境は害される、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント。

また、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上、必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的、若しくは身体的苦痛を与え、職員の人格、若しくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるパワーハラスメント、以下パワハラと言いますが、大きく分けて、この3つをうたっております。

上里町では、令和3年2月に、上里町職員ハラスメントの防止に関する指針が作成されていると伺っております。指針の策定前も含め、職員により、この3つのハラスメントに対する相談や報告などはあったのでしょうか。

また、令和6年第1回定例会議において、同僚の石井議員より、匿名のアンケート調査を行う必要があるとの一般質問がありましたが、既に行ったのでしょうか。

人事担当者や総務課長への直接の相談や報告などでは大変しづらいと思う職員も多いと思います。匿名のアンケート調査なら報告できると思いますので、もし行っていないのであれば、早急にアンケート調査を実施していただきたいと思います。

それから、その指針に基づき、管理職を対象とした職員ハラスメント防止研修も実施していると伺っておりますが、上司から部下に対するハラスメントに対してだけではなく、今後は全ての職員を対象とした研修も実施してみたいかと思いますが、町長にお伺いいたします。

さて、一概にハラスメントと言っても、部下や同僚に対する何気ない発言が、個々の職員により多種多様な感じ方や酌み取り方もされるので難しい部分もあるかと思います。今後は、上里町も条例を制定することで、町が行っている対策を明示する必要があるのではないでしょう

か。

県内の市町村において、条例が定められているのは、まだ川越市と東松山市の2市のみですが、全国の条例制定市町村の多くは、被害発生が認知された後につくられたものであります。

上里町でも、何か起こってからでは遅いので、事前に条例をつくるなどの対策をしてはいかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

次に、②上里町長、副町長、教育長のハラスメント防止対策について御質問いたします。

近年、兵庫県知事をめぐるパワハラ疑惑や愛知県東郷町長によるパワハラ、セクハラ疑惑、沖縄県南城市長のセクハラ疑惑など全国的に首長のハラスメント疑惑が相次いでおります。東郷町においては、今後、町及び町長から独立した第三者委員会を設置し、調査を進めるとのことです。

上里町の町長、副町長、教育長におかれましては、ふだんから温厚な方々なので、このようなことはないとは思いますが、これまで職員より、三役からのハラスメントに対する相談や報告などはなかったのでしょうか。また、こちらにつきましても、匿名のアンケート調査を行う必要があると思いますが、併せて町長にお伺いいたします。

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）などでは、事業主に職場内のハラスメント防止の対策を取るよう義務づけております。それは地方公務員にも適用されるため、上里町も指針を策定したと思いますが、それには町長を含めた三役がハラスメントをすることは想定されていないと思います。

上里町議会議員においては、上里町議会議員政治倫理条例第4条第3項において、議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為をしてはならない。いわゆる議員によるパワハラの禁止をうたっております。また、いかなる場合であっても、セクシャルハラスメント等、その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならないともうたっております。

今後、上里町でも三役のハラスメントの防止に関し、何か起こってからでは遅いので、外部に相談窓口を設けるほか、ハラスメントに当たるかの調査を実施する第三者機関の設置や公表なども盛り込んだ条例を事前につくるなどの対策をしてはいかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

次に、③カスタマーハラスメント対策についてでございます。

先日、いつも利用しているコンビニエンスストアがカスタマーハラスメント、以下カスハラと言わせていただきますが、その対策の実施を始めたことに気づきました。入り口の自動ドアには、行き過ぎた迷惑行為はカスハラと書かれたポスターが掲示しており、会計時に、なじみの店員さんの名札を見ると、名前が以前の漢字から、ローマ字でのイニシャル表記に変更され

ていました。名札が変わったのですねと尋ねると、個人情報なので、カスハラ対策でイニシャルにしてみたいですと答えてくれました。

また、群馬県庁では、今年9月からカスハラ対策として、電話の録音や名札の表記の変更を導入しております。電話の録音は、県庁内の全ての課が対象で、通話開始前に、自動アナウンスで録音する場合があることを伝え、カスハラのおそれがある場合、職員は通話を録音することができるそうです。

なお、職員の名札の表記は、フルネームから名字のみに改めたそうです。

このように、近隣でもカスハラ対策が徐々に進んでおりますが、上里町でも通常の窓口対応業務時の名札をフルネームからイニシャルや名字だけにしてみてはいかがでしょうか。しかし、庁舎内外の会議や税金の徴収などの各種訪問時等には今までの名札が必要であると思いますので、ハイブリットで使用してはいかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

それから、窓口対応においての罵声、暴言や暴力、不当、過剰な要求、カウンターをたたいたりするなどの行き過ぎた行為に対し、本庄警察と緊密な連携が取れるよう、書面による協定などを結んでもよいのではないのでしょうか。協定が結べれば職員も安心して職務に専念できますし、そのような行為に対する抑止力にもなると思います。

また、来庁者に見えるように、警察への通報基準等を作成し、張り出してみてもいかがでしょうか。

カスハラに対しては、まだ法令化されていないので難しい部分もあるとは思いますが、何より職員の安全が最優先です。管理職による対応だけでは荷が重過ぎます。これらに対する今後の町の対応について、町長にお伺いいたします。

以上で、質問1を終わります。

次に、2、上里町デマンド交通の児童の利用についての①遠距離登校の児童が下校時に利用することについて御質問いたします。

上里町では、令和7年4月1日より、現在運行している上里町コミュニティバス、こむぎっち号の北部ルート及び南部ルートの代替交通手段として、デマンド交通の導入を予定していると伺っております。

そこで、遠距離登校の児童が下校時に利用できれば、デマンド交通の利用促進と活性化につながるとは思いますが、いかがでしょうか。

例えば、朝は通学班で登校しているが、下校時は放課後児童クラブ等を利用していないので、遠距離を1人で下校している低学年児童の保護者が利用させたい場合もあると思います。

遠距離の通学路としては、賀美小学校から堀込や金下方面、神保原小学校から八町河原方面や長幡小学校から上郷方面など、沿線にはこども110番の家やクールオアシスが全くない通学

路もあります。デマンド交通の停留所は、各小学校に隣接する児童館に設置が予定されているとのことですので、下校時間に合わせて予約、乗車することで、遠方より通学する小学生が自宅近くの停留所で降車でき、安心・安全に帰宅することができるのではないのでしょうか。

また、遠距離を車で送迎している保護者もいると伺っております。都合で送迎できない日の代替策として、スポット的な利用もできると思います。

町では、学校が休みのときには、児童によるデマンド交通の利用を推奨すると伺っております。児童による下校時の利用について、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、上里町のハラスメント対策についての①上里町職員のハラスメント防止対策について。②上里町長、副町長、教育長のハラスメント防止対策について及び③カスタマーハラスメント対策については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味し、様々な種類があります。特に、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為は、職員が能力を十分発揮することの妨げになるほか、個人としての尊厳や人格を傷つけるなど、人権に関わる許されない行為であります。また、公務の信頼性を失墜させ、イメージを低下させるだけではなく、貴重な人材損失にもつながる重大な問題であります。

国においては、男女雇用機会均等法ではセクハラについて、労働施策総合推進法ではパワハラについて、それぞれ予防・対応に必要な措置を講ずることを事業主に義務づけており、法的コンプライアンスを遵守することが求められています。

こうした中、上里町においては、令和3年2月に、上里町職員ハラスメントの防止に関する指針を策定しました。これは、職員一人一人がハラスメントは決して許されない行為であるということを認識し、また、言動や行動に十分留意し、ハラスメントの防止に積極的に取り組むためのものです。この指針に基づき、管理職を対象としたハラスメント防止研修を行っておりますが、今後、全ての職員向けに、高い効果が期待できる方法等を工夫しながら実施してまいります。

また、現在、職員に対し、三役からハラスメントを受けた等の報告はございませんが、ハラスメントの実態を把握し、未然防止、早期発見、対策強化、再発防止対策等に取り組んでいくため、正職員、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に、ハラスメントアンケートを実施中

でございます。

なお、職員や三役におけるハラスメントに関する法令整備につきましては、他自治体の事例など調査・研究を行い、規則や規定などを含め検討してまいりたいと考えております。

続いて、カスタマーハラスメント対策についてですが、議員が御心配されておりますとおり、職員が受ける、いわゆるカスハラ的事案につきましては、残念ながら当町におきましても発生している状況であり、業務中における窓口対応時や電話対応時によるものが大半となっております。

事案によっては、同じ職員を名指し、何度も繰り返しての来庁や電話をかけてくることもあります。そのような事案が続きますと、職員も精神的に疲弊し、いずれは心身共に不調を来すおそれもあり、通常の業務に支障が生じるといったことにもつながると考えております。

来庁者による物理的な暴力行為や執拗な脅迫などの威嚇行為について、庁舎からの退去命令など、町で対応できる範囲を超えている場合には、110番通報により本庄警察を呼んだケースもございました。

こうした事態を受け、警察との協定締結や通報基準はございませんが、いざというときに迅速な行動が取れるよう、本庄警察との連絡調整を密に行っております。今後は、窓口業務を行うカウンターに、カスタマーハラスメントの抑止効果が見込める啓発ポスターなどの掲示について検討したいと考えております。

また、議員から御提案いただきました名字やイニシャルのみの名札につきましては、氏名の公開範囲を制限することで職員のプライバシーが守られ、個人的な情報に基づいて攻撃されるリスクが減り、職員が心理的に安心感を持って業務に取り組むことで、ストレスや不安感の軽減に期待されます。これは、町が職員のプライバシーと安全性を重視していることを来庁者に示すことができ、カスハラを抑止力として機能するものと考えています。

先行導入を行っている近隣自治体の情報などを参考に、名札への記載事項や切替え時期などの調整を行い、早期導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、2、上里町デマンド交通の児童の利用についての①遠距離登校の児童が下校に利用することについてお答え申し上げます。

初めに、上里町デマンド交通の概要でございますが、令和7年4月より、現在のコミュニティバス、こむぎっち号の北部ルート・南部ルートの代わりに、新たな交通サービスとして、少ない需要に対し柔軟な運行が可能で、面的にカバーができるデマンド交通を導入いたします。

本町が導入するデマンド交通は、事前に登録した方であれば、誰でも利用でき、決まった経路や時刻表のない予約型の乗合交通で、利用者の予約に応じて町内に230か所設置しました停留所間を運行します。

運行日時は、月曜日から金曜日の朝 8 時半から午後 6 時で、より効率的な配車及び運行とするために、町内を北部エリア、南部エリアの 2 エリアに分け、各エリアに運転手を除く乗車定員 4 名の小型自動車 1 台ずつ対応していきます。

今後は、多くの方に知っていただき、御利用していただくため、広報かみさとでの周知をはじめ、団体等への説明や各地区での説明会により、事前の利用登録作業やウェブアプリでの予約体験等を丁寧に実施していきたいと考えております。

デマンド交通導入後も利用実態を踏まえ、持続可能かつ利便性の高い公共交通サービスの構築を目指して取り組んでまいりますので、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

議員御質問の遠距離登校の児童が下校に利用することにつきましては、教育長に答弁いたします。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 伊藤覚議員の 2、上里町デマンド交通の児童の利用についての①遠距離登校の児童が下校時に利用することについての御質問にお答え申し上げます。

児童の登下校は、交通事故など様々な危険が潜んでいる可能性があるため、安全を最優先に考える必要がございます。

現在、上里町内の小学校低学年は下校班をつくり、自宅が近い子どもたちがグループになり下校することで極力 1 人にならないようにしています。また、地域の方々がボランティアとして行っている見守り活動やスクールガードリーダーなどが子どもたちの安全を守っております。

下校時における上里町デマンド交通の児童利用には幾つか課題があると考えております。デマンド交通は予約状況に応じて第三者との乗り合わせの可能性があるため、児童の安全面の確保が難しいと思われます。また、北部エリア、南部エリアに 1 台ずつで対応しているため、予約が重なった場合、予定時刻での出発が難しくなる可能性がございます。

また、小学生の利用料は 150 円となっておりますが、回数券がありませんので、利用料金を支払うためには、学校に現金を持参しなければならず、そのことでトラブル回避の観点からも課題があります。上里町デマンド交通を利用した場合、通常の経路及び方法により通学する場合とはならず、学校管理下には該当しないため、けがなどの災害に遭った場合、日本スポーツ振興センターからの給付の対象となりません。

文部科学省が示す公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、小学校の適正な通学距離はおおむね 4 キロメートル以内となっており、上里町の児童の大半は 2 キロメー

ル圏内であります。

校長会で校長から意見を募ったところ、児童の安全を考えると、下校時に上里町デマンド交通を使用することを認めることは難しいとの考えでした。引き続き下校において、学校、保護者、地域が協力し、通学路の安全確保をはかってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） それでは、質問順に幾つか再質問をさせていただきます。

まず、職員の研修の関係なんですけれども、こちらですけれども、行っていただけるというお話だったんですが、ハラスメント防止研修は、大体職員の研修ですと、4 階の大会議室で行う形になるかと思うんですけれども、私も職員のとき研修等いろいろ企画させていただいたんですが、全ての職員、これ日程が合わない場合等もありますので、こういったときに、実施までの手順等、だいぶ事務局の負担が大きい部分があります。こちら、何とか実施しないと、全職員研修が終了しない場合もありますので、最近行っていると思うんですが、ウェブ研修とかも導入されて、全ての職員が行えるように実施していただければと思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

役場の、議員御指摘のとおり、業務によって、なかなか集合した研修は難しいかなということと御提案いただきました。自席や自宅でのパソコンやスマートフォン、タブレットでの受講など、全ての職員向けに高い効果が期待できる方法等を工夫して、ウェブ研修等を検討して実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） 次に、私の最初の質問のところで、条例の制定についてお伺いしていたかと思うんですが、そちらちょっと回答のほう、私の聞き漏らしかもしれないですけれども、条例については制定のほう考えているのはございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

ちょっと答弁でも申し上げたんですが、職員や三役におけるハラスメントに関する法令整備につきましては、他自治体の事例などを調査・研究を行いながら、規則や規定など含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） それから、三役のハラスメント等に、特にそういった相談等はなかったということだったんですけれども、例えば、町長にお伺いしたいんですけれども、私なんかでもあるんですが、管理職のときに職員と話していて、後でちょっと言い過ぎてしまったかなとか、これは言わないほうがよかったかなとかと後で、自分で思ってしまったことというのは、町長、ありますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

これは私も民間の企業の中でもいろいろ業務の関係で話中で、多少はそういった点はあったかと思います。自分がちょっと表現の仕方とか、言い方についても反省する機会は実際ありました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） そうですね、私も上司から言われたときもあったんですけれども、言われた職員の立場からすると、結構、後でちょっと精神的に傷ついたりとか、そういった精神的にですか、ちょっと傷ついたり、言った本人からすると、そうは思っていないんですけど、実際、言われたほうがそういう取られることもあるかと思うので、その辺も町長は気をつけて対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、よろしいですか、続けて。

カスハラの関係なんですけれども、本庄警察とは密に連携取られているということだったんですが、こちら協定書等の作成については、特には考えていらっしゃるんですか、検討されるということでよろしいんですか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

本庄警察署については、こういった形、この世の中の状況を踏まえて検討させていくということで、検討していくということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） そうしましたら、カスハラの周知の件についてなんですけれども、町民の方に分かるようにポスター等の掲示を考えられているということだったんですけれども、特に1階のカウンターのところだと、ちょうど南側に椅子が置いてありますよね、カウンターのほうに向かって。ちょうどそこに町民の方が座ったときに分かるように、カウンターの下のところあたりにカスハラの防止の関係のポスターですとか、周知の紙を張っていただけると、待ち時間等にちょうど目線の高さで町民の方に分かたりするので、そこに掲示していただくとありがたいなと思うんですけれども、その辺よろしくお願ひしたいんですけれども。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

カスハラということで、特に窓口業務の部分でそういったことが散見されることになっておりますが、窓口業務を行うカウンターに、カスタマーハラスメントの抑止効果を見込める啓発ポスターなどの掲示を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 周知していただけると、防止ですね、抑止力になるかと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

次に、周知の部分なんですけれども、カスハラを知らない町民の方とかも、100%でないと思うので、いらっしゃるかと思うので、こちらなんですけれども、全ての町民の方に周知が浸透するように、役場の窓口対応に特化したものということではなく、一般的な企業の窓口等もございますので、そういったものも含めまして、例えば、広報かみさとですとか、ホームページのほうに、そういった周知の掲載をしていただくのがよろしいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員のカスハラについての再質問にお答え申し上げます。

一般のテレビ等の報道とか新聞等でも、マスコミ等でも報道ありますように、世の中のこういった状況を踏まえて、町としても住民の皆様に対しましても、そういったことを含めて、広報や、あらゆる情報を駆使して、住民への周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

続きまして、デマンド交通の関係で幾つか御質問させていただきたいと思います。

こちらですけれども、学校とすると難しいという話、下校で使うのは難しいというお話だったんですけれども、学校の管理下外において、スポーツ保険の対応ができなくなるというお話だったんですけれども、例えば、家庭のほうで、事故保険による対応ができますということで、保護者が例えば了承した場合でも、この利用は難しいということではよろしいですか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

保険の問題だけでなく、安全面の問題もあるため、安易に大丈夫ですよという、すぐオーケーですよということはちょっと言いづらいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） それで、例えば保護者の方が全て了承した場合でも、学校のほうでは難しいということですか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 保護者からの申出があった場合については、その都度検討はしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） それから、現金の学校に持ち込むことがということでお話もあったんですけれども、その点は、例えば町のほうに、教育委員会ではなく執行部のほうに、例えば回数券の作成を、子どもの回数券の作成を検討すると、していただくということは可能でしょう

か。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員のデマンド交通に対する再質問でございます。

現時点では、そういった予定は考えておりません。また、利用料金については、デマンド交通の制度を構築するために分科会で検討を行いました。その際に、利用者は高齢者層が多いと想定されるため、なるべく分かりやすい料金設定にすべきという意見や、回数券は車内で運転手が販売することから、料金の取扱いが複雑とならないよう配慮すべきとの意見を踏まえたことで、回数券は1種類とした経緯でございます。

そういったことを踏まえて、非常に難しいといいますが、パブリックコメントでもこういったことに対する御意見がありませんでしたので、1種類ということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 回数券の販売は車内でしかできないということだったんですけれども、役場は出納窓口がありますので、そういったところでの対応も検討していただけるとありがたいんですが、いかがですか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の役場の窓口で回数券の発行は可能かということですが、これから4月以降の運用に当たりまして、そのニーズを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 是非デマンド交通、素晴らしいシステムなので、いろいろな面で活用していただいて、町の益になるように運営していただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議席番号8番齊藤崇であります。

今回は大きなタイトルとして3項目であります。

まず、1つ目に、人生100年時代について。2つ目が中学校の部活動について。3番目として、令和6年度新規事業について質問いたしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、1番の人生100年時代について、①健康寿命について質問いたします。

近年では平均寿命よりも健康寿命に関心が高まり、また重要視されていることは言うまでもありません。健康寿命の定義は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とあります。多くの人々が健康で他人の世話にならず生活したいと思っているのではないかと思います。また、健康寿命を延ばすことにより、医療費や介護費の抑制にもつながります。

この国の取組として、厚労省は2019年に健康寿命延伸プランを策定しました。2040年までに2016年時の健康寿命を男女共に3年以上延伸することを目指すとしています。では、埼玉県直近の健康寿命、男性が83.12、女性が86.03、じゃ上里町はというと、男性が82.66、女性が86.41というデータになっております。これは2022年のデータです。

では、具体的なアクションとして、1つ、運動の習慣づけ、歩く習慣をつける、野菜不足の解消、朝食の習慣、生活習慣を変えるなどが重要視されています。これらを意識することにより、お互いがウインウインになる。町では健康寿命を延ばす施策として、町民に対してどのような対策、また、どのようなアナウンスをしているか、町長に答弁を求めます。

②健康マイレージについて質問いたします。

健康マイレージは、歩数計や活動量計、スマホアプリなどで簡単に始められるウォーキングを続けて、健康で長生きを目指すサービスとあります。

県では、平成29年度からウォーキングや特定健診の受診などでポイントをため、抽選により商品が当たる、埼玉県コバトン健康マイレージを実施していたが、令和6年、今年ですね、3月24日に終了となっております。町では県との連携は終了したが、たまる健★幸マイレージを継続している。平成29年にこのことについて質問した経緯があります。そのときは近隣のある自治体に視察に行って、本町の事業内容と比較してみました。結果は、本町の事業は余りにもグレードが低いと思い、もう少し予算をつけてポイント制度の内容を充実させてはどうかという質問をしたときに、このときの町長の答弁は、現在のスタンプラリー事業を県が進めている

健康マイレージ制度へグレードアップできないか前向きに検討すると答弁されました。あれから数年が経過したわけですが、どのような事業内容にグレードアップしたのか、町長に伺います。

2として、中学校の部活動について、①全中大会（全国中学校体育大会）について、教育長にお伺いいたします。

全中大会は、生徒の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身共に健康な中学校生徒を育成するとあります。

今年、令和6年6月、中学校体育連盟は、2027年度から9競技を除外すると発表、具体的には水泳、体操、ハンドボール、ソフトボール男子、相撲、スケート、アイスホッケーの8競技、あと1つは開催地との契約が残るスキーは30年度から除外となります。現在は、夏季16競技、冬季4競技が実施されていますが、その半数近くが廃止されます。冬季大会では、雪と氷の競技が全てなくなり、駅伝のみとなります。

この背景には、少子化の急速な進行に加え、大会運営や引率に伴う教員の負担増があるようです。文科省は昨年度から公立中学校の部活動を地域のクラブチームなどに移行させる取組を始めたとあります。しかし、課題も山積しています。水泳や体操、新体操などは民間クラブの活動が盛んだが、受皿が十分でない競技もあるようです。また、組織や指導者、練習場所が少ないため、さらに保護者の費用負担も増加するということです。

今後、目標とする大会が減り、地域クラブへの移行も進まなければ、競技人口が一気に減少するおそれがあります。全国レベルの選手が競い合う場がなくなると、ジュニアの強化にも影響が出てくるのではないのでしょうか。

1979年度から始まった全中大会、除外される競技の団体は、代替の全国大会を創設するなど、生徒の意欲をつなぎ止める改革を進めていく必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

②今後の町教育委員会の考え方について伺います。

本町では、今年度から中学校の水泳授業を取りやめました。しかし、生徒のアンケート結果からは、大変楽しかった、楽しかったが多数ありました。この件については、前回か前々回、同僚議員がこの場で取り上げていました。私も個人的には非常に残念に思いました。

先ほど、全中大会のところでも述べたように、中学校体育の一環として、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、心身共に健康な中学校生徒を育成するという理念に反することになるのではないのでしょうか。要するに、生徒のスポーツに打ち込むやる気をそいでしまうことになってしまう、これは教育上大きな問題と言わざるを得ません。

最近、児童・生徒、それに青少年の弱体化が問題視されています。

昨年、スポーツ庁は、令和4年度体力、運動能力、運動習慣等調査の結果を公表しました。小・中学生の男子、女子とも、令和元年度から3年連続で、体力合計点が低下している。特に持久走の低下が著しく、また運動をしていない子どもの割合も増えている。さらに、肥満に該当する子どもの割合も増えているようです。私は、この年代が児童・生徒が体力を鍛える最も重要な時期と捉えております。

このような現実を踏まえた町の教育委員会として、また、教育長としてどのように考えるか。教育長にお伺いいたします。

最後に、令和6年度新規事業について、①達成率について質問いたします。

早いもので、今年度も4か月、残すところ4か月、夏の猛暑、11月初旬まで夏日が数日ありました。秋も一足飛びに、立冬も過ぎ、今年もあと僅かとなりました。

そこで、今年3月に決議された6年度新規事業について伺いたいと思います。

今年度新規事業は、昨年度より大幅に増えて58事業です。ちなみに昨年度は37事業でした。特に多いのは、子育て共生課、まちづくり推進課、くらし安全課、それから生涯学習課等になります。予算額の大きいものとしては、御存じのとおり、保健センター等複合施設建設工事費、土地購入費、長幡児童館計画改修工事費、消防車両購入費、賀美小学校屋外トイレ改修工事費、四ツ谷団地浄化槽改修工事費、東小学校特別教室等改修工事費等になります。

町の事業は言うまでもなく町民の生活に直結し、安心して暮らせるまちづくりに寄与しなければなりません。残すところ今年度も4か月、どの程度の事業が達成しているのか。また、次年度へ繰越明許される事業について、さらに次年度へ繰り越される場合の理由について、町長に伺います。

これで一度目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、人生100年時代についてのお尋ねのうち、①健康寿命について、②健康マイレージについてにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

人生100年時代を迎え、超高齢化社会となる中、医療費や介護給付費の増加は大きな社会問題となっており、健康寿命を延ばす施策は重要であると考えています。

初めに、健康寿命の延伸をはかるための事業ですが、町では、運動や食生活についての講座や教室終了後の自主グループ活動支援、健康長寿サポーター養成講座、たまる健★幸マイレージ事業などを実施しております。

周知方法は、広報紙、町のホームページのほか、特定健診結果に同封して通知しています。

健康保険課では、町と包括的連携協定を結んでいる日本女子体育大学と協働でウォーキングなどの運動の実践や食生活についての講座を年5回程度開催するとともに、大学と作成したオリジナルの動画やリーフレットを町のホームページに掲載しています。

また、かみさとふれあいまつりで健康食の試食を行うなど、様々な機会を捉えて健康づくりの大切さを周知しております。

次に、町の健康マイレージ事業ですが、以前議員から同様の質問をいただいた当時に実施していた、いきいきスタンプラリー事業から、令和元年度に「かみさとたまる健★幸マイレージ事業」に事業内容を拡充しています。

具体的には、いきいきスタンプラリーのときに実施していた、がん検診や特定健診の受診、健康教室への参加に加え、ICTを利用して、スマートフォンからウォーキングの歩数や体重記録をデータで管理し、健康ポイントが即時に確認できるシステムを導入しました。また、家庭での日々の取組の記録が健康ポイントに反映できることから、参加者の自主的な活動を促し、モチベーションアップにもつながっています。

さらに、ポイント対象となる事業は、健康保険課のほか、高齢者いきいき課及び生涯学習課など健康増進に関わる事業とし、マイレージ事業開始当初の25事業から、令和6年度は35事業へと拡大しています。

毎年事業開始時には、チラシを広報と一緒に配布して、全世帯に健康マイレージ事業をお知らせしています。

開始当初の事業登録者は300人程度でしたが、6年目を迎えた令和6年10月現在では、事業登録者1,960人へ増加しました。

獲得した健康ポイント数に応じて、翌年に上里町共通商品券と交換できるため、楽しみながらちょっとお得に健康づくりができると町民からも大変好評な事業となっています。

既に実施している健康づくり事業については、その効果が期待できる反面、課題もございます。

今後、町といたしましては、その双方をしっかりと検証し、工夫を凝らしながら様々な世代に関心を持ってもらえる、よりよい事業を展開してまいりたいと考えています。

次の2、中学校の部活動については、教育長から答弁いただきます。

次に、令和6年度新規事業についての達成率についてお答え申し上げます。

令和6年度当初予算に計上した事業につきましては、予算単年度主義の原則に基づき、大半の事業が順調に執行されているところでございます。これも議員の皆様をはじめ、多くの町民や事業関係者の方々の御理解と御協力の賜物であると深く感謝申し上げる次第でございます。

令和6年度も8か月を経過し、主な新規事業につきましても、建設事業などのハード事業は、入札や契約を経て施工が進み、補助金交付などのソフト事業につきましても、申請及び給付事業が進んでおり、おおむね順調に進捗しております。

具体的に、主な新規事業の予算の執行状況を見ますと、支出の原因となるべき契約、その他の行為である支出負担行為の執行率は、現在、80%を超えている状況です。しかしながら、契約等はされたものの、建設事業を中心としたハード事業につきましては、今後の経済状況や気象状況、想定外の追加工事や現場での不測の事態などにより、年度内の完了が困難となる場合もございます。

現状では、明許繰越となる主な新規事業はございませんが、今後の進捗状況等により、年度内の完了が困難となる場合は、補正予算の議案にて、繰越明許費を計上させていただき、理由などにつきましても、御説明させていただきます。

新規事業については、年度内完了を目指しつつ、社会情勢の変化への的確な対応と併せて、建設現場などの実情や関係機関等との協議及び連携を密にしながら、スムーズな事業の進捗に努めてまいりたいと思います。

さらに、第5次上里町総合振興計画や上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略、上里町公共施設再配置維持保全計画などに基づく各事務事業につきましては、新規・継続を問わず、進捗管理と併せて、事業効果や計画に沿った事業の可能性等も十分に検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の2、中学校の部活動についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①全中大会（全国中学校体育大会）についてでございます。

全国中学校体育大会は、日本中学校体育連盟が主催するもので、1年に1回開催される体育大会でございます。

この大会に出場するためには、地区予選、県予選、地方ブロック予選があり、中学校の日本最高峰の大会とされております。

現在は、20種目のスポーツで実施されており、部活動の地域移行が進む地域もあることから、令和5年度からは民間のクラブや団体からの参加も可能となりました。

また、議員お話のとおり、日本中学校体育連盟は、令和9年度以降の全国中学校体育大会に

において、水泳、ハンドボール、体操など9競技を実施しないと発表しております。

現在、上里町の中学校において、令和9年度以降の全国中学校体育大会で実施しない9競技の部活動は存在しておりませんが、水泳や体操においては、個人で参加する場合もございますので、令和9年度以降の代替の全国大会が実施されるか注視してまいります。

今後は、中学校体育大会の競技減少により競技人口が少なくなり、スポーツに興味を抱かなくなることを防ぐためにも、子どもたちの部活動を選択できる環境を確保するために、部活動合同チームや拠点校部活動など新たな取組も検討してまいりたいと思います。

次に、②今後の町教育委員会の考え方についてでございます。

児童・生徒の体力を測定し、数値化しているものとして、新体力テストがございます。新体力テストは、文部科学省が実施している体力・運動能力の調査であり、体育・スポーツ活動の指導や行政上の基礎資料として活用されております。年齢別に異なる実施要項があり、年齢に合わせた内容となっております。

今年度の当町の児童・生徒の新体力テストの調査結果では、埼玉県平均と比較すると、小学校においては、約7割の種目で平均を上回る結果となっております。中学校においては、半数の種目で平均を上回る値となっており、一定の体力は身についていると思われませんが、平均を下回る種目もあり、課題も見られます。

子どもたちの体力向上を目指すために、小・中学校の体育主任から構成される体力向上推進委員会を中心に、仲間とともに運動を楽しみ、学ぶ児童・生徒の育成を目指し、授業研究を実施しております。また、小学校に体育実技指導員を派遣し、体育授業の充実をはかり、児童の体力向上や運動技能の向上に努めております。さらには、業間休みや昼休みに校庭を開放し、元気に外で遊び、積極的に体を動かすことを推奨しております。

今後も体育の授業や学校生活を通して、体を動かすことが好きになり、スポーツに興味を抱ける児童・生徒を育成してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、順を追って何点か再質問をさせていただきます。

まず、健康寿命は答弁いただきましたが、これは先ほども言ったように、本当に健康で人の世話にならないで日常生活ができるという、何というか、理念というか、定義になっていますけれども、町でも年々医療費とか介護費が増加しているというのは、前の、前町長、関根町長のときも、医療費と介護費ということについて質問したことあるんですけれども、かなりの額が投入されているというか、費用はかかっているというふうなことでありました。

さらに、ここへ来て、高年齢化、高齢者、町の高齢者人口が8,000人をも上回っているという状況の中で、やはり国が取り組むその姿勢は、町も同じなんでしょうけれども、まず、先ほど言ったように、幾つかの健康寿命を延ばすための方策、運動の習慣づけ、要するに、1日10分以上の早歩きをすとか、週末だけ40分のジョギングをすとか、毎日ラジオ体操をすとか、また、歩く習慣をつけるということで、いつもより、あと10分歩く、駅を利用している人なんかだったら、一駅分ぐらい歩くと。それから、野菜不足の解消だとか朝食の習慣づけ、それから生活習慣を変える、禁煙、もう少し、もう30分早く寝るとか。こういう人が、何というんですか、シニアの約9割の人が健康について心がけているというふうなデータもあります。

こういったことを、先ほどの答弁の中で、町民にどのようなアナウンスしているかという、広報とかホームページ等々でしているというんですけれども、ちょっと健康マイレージとも重なってしまうんですけれども、こういった町で出しているパンフレットあるんですけれども、こういうものに、もう少し、何というのかな、今、私が述べたようなことも盛り込んだ取組をもっと具体的に、今言ったような具体的なものを掲載すると、明記するとかして、これを要するにグレードアップしてみたらどうかと思うんですが、そういう、これは1年ごとに新たに作っているのか、それとも、どのぐらいの間隔でこのパンフレットは作成するか、ちょっと伺います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の健康寿命に対する再質問にお答え申し上げます。

町が作っている、上里町からだ改革塾と、これ私も時々見ているんですが、これを見ると、非常に健康づくりの指針となる資料になっておると思います。

また、担当課長も毎年この内容を整理してブラッシュアップしているということでもあります。こういったものを全町的に配って、各家庭に。そういったことで、できるだけ家庭を含めて周知できるような方法をちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） やはり広報にも掲載しているということなんですけれども、私も広報で何度か見たことがあるんですけれども、やはりもう少し、これも回数を増やして、先ほどの答弁の中に登録者の数字がありましたけれども、当初から見れば、300人が、要するに1,960人と、今年の10月の時点ですね。増えているということは本当に喜ばしいことだと思うんですよ。

もう少し、これが要するに、それだけ周知がされているということで私は理解しますけれど

も、このたまる健★幸マイレージに魅力があってするのか、それとも自分の体力を人に左右されないで自分から率先してやる人がこれだけ増えているのか、その辺がちょっと、人のことなんで何とも言えないんですけども、私なんかは、自分は何も別に欲しいものが、欲しくてやるんでなくて、自分の健康のために、自分に与える健康をプレゼントするという意味で私はやっていますけれども、そういう意味で、この景品を目的とするばかりでなくて、結局、これにつられてという、言葉はちょっと悪いですけども、つられるんでなくて、やっぱり自主的にやれるような方向づけを行政のほうも考えてもらいたいなど。

これだけ増えているんだからいいんだと思うんですけども、さらに、先ほども言ったように、高齢者人口が増えているわけですから、その辺をもう少し緻密な広報の掲載だとかについて、特に高齢者だと余りパソコンをのぞくチャンスもないでしょうけれども、広報だったら、だから、パソコンのホームページ以外の周知方法、アナウンスをしていっていただきたいなどというふうに思うんですけども、今後の計画として、もう少し間隔を短く広報にも載せるような考えは、これからあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の健康寿命につきましての再質問にお答え申し上げます。

たまる健★幸マイレージも、私も先月、多目的で女子体育大学の講師を招いて、半日一緒にやらせていただきました。大体七、八十人いて、女性が大変多くて、一度にできないので、3回に分けて、列をつくって多目的の部屋をフルに使って、往復する時間が1時間半ぐらいやらせていただきました。

そういった中で、比較的女性が多いし、高齢者の中でも、こういった形で、自分の健康づくりをしているということで、私もちょっと挨拶の中で述べたんですが、これを継続して、私とすればまだ1,960人では少ないなど、もっと目標設定して、やっぱり町民の、また高齢者が、たまる健★幸マイレージのカウントする数字を、あれスマホでリアルタイムで出てくるんですよ、1日歩いた距離が。だから、私なんて朝、今は役場、涼しくなったので役場まで歩いてきます。すると1日どのぐらい歩いたか、大体すぐ出てくるんですね。

ですから、ああいう今のICTを使った自分なりの健康づくり、数字がどんどん増えていく、そういった喜びもありますので、そういったところを皆さんによく知ってもらって、これを町の主力事業として磨きをかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それから、答弁の中にあった、日本女子大との連携ですね。指導を受けて運動の実践という説明がありました。具体的にどのような指導を受けて、どういう運動の実践を受けているのか、分かったら教えてください。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

この日本女子体育大学との連携といいますか、6年が経過しました。今までの課題として、体力測定、それからデュアルタスク運動という、脳トレみたいな運動ですね。それからウォーキング講座、それから体力測定の結果の説明、要するに、参加者に対する結果の、体力測定の結果についてのあれですね、筋トレと、そういったところで、かなり成果は上げられております。

そういう意味で、これからもこういった形でこの女子大学との協働という事業が、もう6年目に入りましたので、私としては少し見直ししてもいいのかなと、町としても、このノウハウがきちんと蓄積されてきたので、そういった意味で、もっと高いレベルに持っていくのか、そういったことを含めて、役場の中でちょっと協議したいと思っております。

失礼いたしました、8年やっているそうです。8年の長きに、としてやってきたんですが、この辺で少し、今の女子大学との協働については切るつもりはありませんが、中身をもう少し考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それから、答弁の中にあった健康食品に関する事で、この前のふれあいまつりでも、町で補助している食改ですか、食品何とかかと、食改と訳しているんですけども、ここにもちょっと顔出して、お味噌汁ですか、これの試飲というんですか、やっぱり薄い、中ぐらいとか、濃いやつと、やはり、それから何というのかな、健康食品ということで、何か変わった料理を試食させてもらいました。こういう取組も私はすごくいいと思うんですよ。

だから、これを年1回だけでなく、先ほど答弁の中にもあったけれども、そういった取組ですね、もう少しこういうのも回数を増やす、やはり、まして高齢化すると、塩分の取り過ぎということなんかも随分注目されて言われるんですけれども、やはり味噌汁試飲したときも、だしを使っておいしくすれば、薄くても全然問題なくいただけるというのを実感できました。ですから、私なんかもうちでちょっと濃いときは、絶対に、これは濃いから、もう少し薄くし

ろとか、そういうふうな注文をつけています。

ですから、こういう機会をもっと増やして、どうしても高齢人口が増えていく中で、やはり高齢者だけでなく、やっぱり若い人にも薄味で、だしをきかせた、そういった工夫をしてやれる方法をもっと町民にアピールしたらどうかなと思うんですけれども、そういう方法をこれから考えたらどうかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の高齢者の食事に対する再質問にお答え申し上げます。

町にも、今、栄養士さんがおりますので、そういった意味での高齢者向けの食事のメニューとか、そういったものの提案ができるようなことができるかどうか検討させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そうなると、そういうチャンスを増やすということはいいいことだと思うんですよ。私も増やしてほしいなと思うんですけれども、いかんせん、今後できる、7 年11 月に完成する3 館複合施設、仮称ですが。こちらには、要するに、調理できる場所がないと、造らないということなんですが、そうなると、どういうところの場所でそういうものを、今回は話によると、今の保健センターの調理室でそういった料理を作ったみたいですが、今までずっとそうだったんだと思うんですけれども、今後、こちらの新しい保健センターのほうに移行して調理室がないとなると、これはどういう形でそういうものを広めていこうとして、町長、考えていますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の健康長寿についての再質問にお答え申し上げます。

今のところ、男女センターを公民館との併合の中で、保健センター並みの調理室を計画しておりますので、そういったところで、いろいろな活動できるような環境づくりを今計画しているところでございますので、そこで取り組んでいく所存でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） その辺は是非そういう環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、2番目のところ、教育長のほうに飛んでしまうんですけども、2番目の②のところ、教育長として今後の町の教育長、教育委員会、教育長として、ここで、先ほど壇上で言ったように、何というのかな、水泳授業が今年度から、中学校の、なくなったということ、取りやめになったということについて、その全中大会の種目も9競技が除外された。水泳については個別に、そういったものに取り組んでいる生徒もいるということですが、まずは、こういうふうな9競技が廃止されますよと、27年度から廃止されますよということに対して、教育長個人の、町の教育長としての見解を聞きたかったんですけども、もう一度お願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、除外される9種目については、現在、子どもたちが所属しているものがございません。ですから、この9種目を改めて町としてつくとか、考えていくということは想定しておりません。

ただ、体操とか、水泳とか、個人のクラブ活動で参加している子どもたちはおりますので、そういう子どもたちが全国大会等へ出場するようなことになれば、それは町としても対応していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 水泳について、水泳授業について、今年から取りやめになったという、中学校の水泳授業が取りやめになったということで、これに関連したことで、実はつい先日とか、そうですね、11月でしたか、こういう報道があったんですよ。県は国内の主要大会が開催できる県内初の屋内50メートルプールを川口市の神根公園というのかな、神根運動場に整備する計画を進めているという記事がありました。2025年着工で、27年7月オープン予定と、総工費が、事業費が210億4,500万、この計画は県内水泳関係者に悲願だといい、新プールで水泳の普及振興、冬季や好天時の練習環境をはかるという、こういう記事が、県は取り組んでいるんですよ。

さらに、春日部市では、市内に34の小・中学校があります。それで、御存じのとおり、全てみんな老朽化なんです。これを要するに、全てまた同様な施設を造るとなると莫大な費用がかかるということで、この春日部市では、市内に1つ、要するに、市内の小学校の水泳授業で共同利用できる温水プールを中心部に整備すると、空き時間には一般市民にも利用してもらう

というふうなことを想定しているみたいです。

上里も小学校の民間の水泳授業を実施していますが、今現在、1校当たりの経費は年間、1校当たりの経費は年間幾らぐらいかかっていますか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） ここに資料がないので、細かい数字は後日ということになると思いますが、委託料としてお願いしているので、1校幾らという単位での契約ではございません。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、いいです。じゃ全小学校のトータルで、年間幾らぐらいの経費かかっているか、後で教えてください。

それと、じゃ、上里でも小・中学校全部で7校あるわけですけども、ほとんどのプールが老朽化が来ているということで、こういうふうなことに踏み切ったというふうに私も理解しているんですが、やっぱり、何というんですか、アンケートを、中学生のアンケートを取っても、やっぱり楽しかったとか、もっとやりたいよというふうな意見が多かったわけですね。なんで、どのぐらいの経費かかるか分かりませんが、そういった県内のある自治体でも、こういったことを取組をしていると。ここなんかは大きな市だから、34もある、小・中学校。これに、1つでカバーするような考え方を持っているということで、ここの春日部市も中学校の水泳授業については、やっぱり廃止している、取りやめているみたいです。

ただ、これを計画して、2027年度中に、ここも利用開始を目指しているという報道なんですよ。27年ということは、あと2年後ぐらいですよ。だから、どのぐらいの経費かかるか分かりませんが、そういった、これを完成した暁には、中学校の水泳授業も前向きに検討していくというふうな報道がされています。

ということは、やはり県がこれだけの210億もかけて、本当はもっともっと北のほうへ、熊谷あたりに造ってもらえばいいんですけども、川口市に決定しているみたいですけれども、結局、関東でも、埼玉県には屋内の温室プールというのは、こういった何というんですか、大きな大会ができるようなプール、屋内プールはなかったみたいですね。なんで、こういう計画を立てたんだと思うんですよ。

こういうことが、やっぱり報道されると、じゃ上里だって何とかできるんでないのかというふうな気になってしまうんですよ、7校カバーできる1つのものが。昨日の同僚議員の一般質問で、空き地はあるから、私もそれを今日言おうと思ったら、昨日の同僚議員は保健センタ

一と老人センターところに造れば、プールでも造ったらと、このプールというのは、前の子どもの意見発表、夏の。あのときもプール造ってほしいなという意見がありました。それは覚えていますよ、私は。だから、そういうふうな町民の要望もあるわけです。

さらに、やはり活動、要するに、子どもたちが、生徒が活動できる機会を奪わないようなものをちゃんと後世に残していくための町民のために使うお金で、町民が楽しくなるような、暮らしやすくなるようなふうに考えてほしいなと思うんですけども、町長、どうですか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員から、教育長から私に振ったので、私は子育て日本一を目指しているんで、さっき言ったように、確かにプールの要望がありました。だから、ちょっと今のやり取りを聞いていて、やっぱり子どもがいないから、希望者がいないからやるのではなくて、やれる機会があれば、そういう機会も必要かなと、今のやり取りを聞いて思いました。

少し、その辺は、はっきり私はまだ、教育委員会の考えもありますから、しっかりその辺は、場合によっては見直しを含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 先ほどの齊藤議員の契約金のほうの質問ですけれども、調べましたところ、令和5年度、2校分で、これは2校分ですけれども、約430万円ということでございました。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） はい、ありがとうございました。

やはり、これが私は、このプールの県がこういうことを打ち出した。また、自治体も打ち出しているということになると、これはさらに、先ほども言いましたように、多くの自治体のプールが老朽化が来ているわけです。となると、やはりこういった考え方が、これからも先、拡大していくんではないかなと私は思うので、教育長と町長、相互でよくコンタクトを取って、いい方向で持って行っていきたいなというふうに、すぐ、今日のあしたというのではなくて、今年の、来年ではなくて、やはりこれをお互いに議論を深めて、これからのどういうふうにしていったら、そういった水泳授業についても、子どもたち、児童・生徒に対しての要望に応えられるか、やはり町民から預かった税金をうまく、そういった町民にまた反映させるような取

組を是非していただきたいなというふうに思います。

最後に……

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員のプールに関する御意見をいただいたんで、子どもの健康で、本当にスポーツは、私は大事にしたいし、ただ、新たに、昨日も答弁しましたように、プールの建設となると、かなりの建設費がかかりますので、今、広域圏で検討しているプールを含めて、また、既存の湯かっこ、それからスポーツ、民間のスポーツジム、そういったところを含めて、プール授業にうまく乗れないかどうか、新しく造るということではなくて、既存の施設をうまく、または広域圏が考えている、その広域圏プール、そういったところを含めて、プールの授業なり、子どもたちのプールの利用ができないかどうか、私としては検討させていただくということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 先ほど、令和5年度契約ということでお話ししましたが、令和5年度、令和6年度で2校で430万円程度ということです。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ちょっとプール授業に特化してしまっているんですけども、やはり今、民間委託している水泳授業というのは、やっぱり通年、要するに天候にも左右されずに、インストラクターがちゃんとして指導してくれるということで、これもかなり好評だというふうに私は聞いているんですけども、やはり今町長がちょっと答弁してくれた中で、広域でという話がちょっと出たんですが、もし広域で造るんだったら、私の個人的な意見なんですけれども、広域の施設というのは、上里に1つもないんですよ。給食センターも本庄だし、ごみの問題も本庄市です。焼き場も美里ですね。できれば、そこで手挙げて、もし、万が一そういうふうな方向に行くんだったら、そこで手挙げてもらいたいなという気はするんですけども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

その広域のプールについては、4首長で話が出ている内容ですが、蛭川あたりを広域で造るんなら、プールを検討したらどうかということで、まだ検討、具体的な話が話題として出ているだけで、上里町は民間施設があるから、特に現状としてはいかがなものかという話になっていますし、神川さんは藤岡と聞いています、その中では。ただ、まだ、それはあくまでも広域圏の首長の中での話題ですので、これはまだここだけの話として、それが独り歩きすると、ほかの首長さんにも迷惑かけますので、そういった中での選択ということでもありますので、齊藤議員の御提案も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、最後の6年度新規事業について、早いもので、今年度もあと4か月足らずという時間になりました。当初、今年の3月ですか、6年度予算のときに出てきたのが58新規事業ということで捉えております。

先ほども言ったように、大きな工事というか事業は、先ほど述べたとおりなんですけど、この中でちょっと気になるところは1点ありまして、というのは、七本木小学校の屋外トイレの工事費と、長幡小学校、七本木は昨年前かな、2年前かな、去年か、今年の3月に、3月でない、6月だったか、長幡小学校の屋外トイレが完成しました。ちょっと時期がずれているかもしれないですけども、それで、何が言いたいかという、私も今年の学校訪問、文教の学校訪問で両方のトイレを視察してきましたけれども、規模と機能はほとんど同じです。1年差が、造った差が1年あるんですけども、これで約1,000万の乖離があるんですよ。物価高とか、人件費等が高騰したのかも分かりますけれども、1年で同等の規模のものが1,000万も乖離するというのは、どういうことなのかというのは、ちょっと私には、頭の中整理できないんですけども、これについて説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

各小学校の屋外トイレの改築工事について、内容は同様であるが、金額に大きな差があるのはどうしてかということでございますが、議員のほうもおっしゃっていましたが、近年の物価や人件費の高騰に加え、それぞれの現場の状況による仮設費などが要因となり、工事費に差が生じているものでございます。

ちなみに、各小学校屋外トイレの改築工事費の状況でございますが、賀美小学校が4,600万円ほど、長幡小が約4,000万、七本木小が約3,500万円と。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それにしても、かなり工事費に乖離があるのでびっくりしました。

確かに、それは分かるんですけども、本当に同等の機能とか、床面積も同じようで、これだけ差があると。

それから、賀美小学校は、これは名目がトイレ改修工事だから、屋外の新設という捉え方はしなくていいんですか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

賀美小、長幡小、七本木共に改築工事ということでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そうすると、先ほどの答弁の中で、順調に推移していると、80%以上は順調に推移しているということで、繰越明許等も今のところ考えはないというふうに説明がありました。

特に、私が言いたいのは、やはり町民に何というのかな、町民に対して安心して暮らせるようなまちづくりに寄与する事業ということで、いろいろ町長のほうも取り組んでいると思うんですけども、ここでまた気になるのは、四ツ谷団地の浄化槽改修工事、ここも今年、今年度というか、9月の決算審査のときにもあったんですけども、いずれにしても、四ツ谷団地も老朽化がかなり進んでいて、言い方悪いんですけども、銭食い虫なんですよね。要するに、A、B棟を改築したり、C、D棟を改築したり、今度は浄化槽も、かなりの経費を費やしています。

昨日の同僚議員の駅北の問題もそうなんですけれども、こうやって、今後住宅事業というものに対して、前も聞いたことあるんですけども、これはセーフティーネットだからということで、空き家も多少確保しておかなくてはならないよという、そういった答弁をいただいたこともあるんですけども、やはり老朽化してくると、一般の民間のアパートなんかもそうなんですけれども、だんだん入居率が下がるんですよね。そうすると、これをその都度手を入れて、改修、改修していっても、本当に費用対効果、要するに、セーフティーネットとしての、何というのかな、在り方というか、これが本当に機能していくのかどうか。ちょっと私は、これから先のことは疑問に思えてしょうがないんですけども、今後まだまだこれは続けていくつも

りなのか伺いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の四ツ谷団地の今後の在り方といいですか、そういうことで私の町としての考え方でございますが、四ツ谷団地、また宮本にも団地がございます。町営住宅の在り方というのも、人口減少の中で少し見直しをかける必要があるかなということで、将来計画としては、民間の住宅の活用も含めた住宅供給ということで、今までは人口が増えることを想定した町営住宅の中でセーフティーネットということで取り組んできたわけですが、今後については、そういった意味も含めて、少し見直しをする折り返し点かなと思います。

ただ、現状のものをやっぱり維持していくことも必要ですので、ある程度の、入居率も含めて、今80%ということでございますので、住宅事業として、今後そういった状況を見据えて、見直しを含めた検討をする必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） じゃ、これを最後に再質問を終わりたいと思いますけれども、達成率、来年度、令和7年度も、これから詰めが入っていくと思うんですけれども、先送りしないように、繰越明許しないように、是非お願いしたいなというふうに思います。

時間も本当に、4 か月足らずということですので、是非その辺を襟を正してやっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時35分散会